

## M. ヴェーバーのFr. ナウマンとの対話的関係の一局面について —「倫理と政治」の関係性認識をめぐるヴェーバーの政治教育認識の批判的実践—

河原 国男\*

### 要約

本稿はマックス・ヴェーバー(1864-1920)がみずからの政治教育の認識（河原 2010）をその生涯においてどのように実践したか、という問題をとり上げ、Fr.ナウマン(1860-1919)とのかかわりにその実践が示されている一面に着目し、その特質と意義を解明した。

両者は政治的に同志の関係にあることが知られている（P.Theiner1988）。そして、この関係を維持するとともに、同時代の政治状況に積極的に発言しながら、ヴェーバーは「自由主義」の政論家であり、「職業政治家」でもあったナウマンに対して「戒め」「助言」「支援」等の指導的な、あるいは啓発的であった（Kaesler2014,Spael1985）。

本研究はこうした先行研究の知見をふまえ、両者の関係、特に、ナウマンに対するヴェーバーのかかわりが『職業としての政治』（1919）に示された、みずからの政治教育認識の実践であることを論証した。すなわち、対話的関係を通じて、「学者」ヴェーバーは、ナウマンが「政治家」たろうとし、現に帝国議会議員として職業政治家となった行動とその認識について、諸局面（新党創設、新皇帝の退位）で批判的に問題にした。その際、倫理によって政治を実践しようとしていること、行為結果に対する責任感が希薄であることを、ヴェーバーは問題提起した。その根底には、権力行使を通じての「闘争」という“政治的なるもの”的本質的契機の認識がナウマンにおいて欠如しているという認識があった。

以上のようにヴェーバー政治教育思想に焦点化してその実践対象としてナウマンに対するヴェーバーの関係を捉えた場合、「倫理と政治」との関連を理論的に論じるニーバーの「利他的衝動のみならず利己的衝動に対しても、道徳的是認を与える」という所見（1932）を、ヴェーバーは先取りしていた。そのような特質のヴェーバーの政治教育の実践は、同時代の教育学者たちが「教育の自律性」の名のもとで示していた「教育学の脱政治化」（Entpolitisierung der Pädagogik）とは対極的な方向に位置づけられる。こうした特徴が際立ったが、他方で、「政治的成熟」の観点から両者の人格的関係そのものを捉えれば、—ヴェーバーの主観的意図とは別に—成人間で、ナウマンの方が若干年年長であるが、H.ノールの意味で、ヴェーバーはナウマンに対して「教育的関係」を保ち、その点で「教育の自律性」を実現していた側面もあった。こうした両極性（ホフマン 1970）を示していた点で、ヴェーバーの政治教育の実践は、ドイツ政治教育思想史の空白を埋める証跡として意義づけられる。

キーワード：政治教育、職業としての政治、権力を求める闘争、倫理と政治、教育学の脱政治化

---

\* 宮崎国際大学教育学部

## 1. はじめに

本稿はマックス・ヴェーバー(Max Weber,1864-1920)が、みずからの政治教育認識、とりわけ『職業としての政治』(1919)の政治教育認識をその生涯においてどう実践したかという問題をとり上げ、その一局面としてフリードリヒ・ナウマン(Friedrich Naumann,1860-1919)との対話的関係に着目しながら、とりわけ「倫理と政治」との関係性認識に焦点化して、この実践が示した特質と意義を解明するものである。

ヴェーバーとナウマンの職歴について、はじめに確認しておきたい。前者の大学教授職身分に関する徹底した実証研究<sup>1)</sup>が明らかにするように一療養による休職期間が長かったが—フライブルク大学(1894-1897)、ハイデルベルク大学(1897-1919)、ミュンヘン大学 1919-1920)で、ヴェーバーはそれぞれ正職を務め、56歳で死去するまで、「国民経済学」「経済史」等の講義を担当した大学教授職を務めた。「職業としての学問」「職業としての政治」という有名な二講演も、この立場を維持して学生たちの求めに応じたものである<sup>2)</sup>。その同時代、ナウマンは、青年期、牧師・「上級奉仕員」として感化教育施設に一時期勤務(1883-1885)した経歴<sup>3)</sup>を基点とし、「自由主義」の立場から政治論を中心に多岐にわたる論説を自身が編集する週刊誌『救済』(1894年12月以来)に展開し、政論家として啓発活動に努めた。その間、1907年に帝国議会議員に選出された政治家(「職業政治家」)<sup>4)</sup>でもあった。帝政の成立と崩壊という同時代を生きたこの両者に、教育、とくに自己教育(自己陶冶)に対する尋常ならざる認識関心があったことは推察できる。自己自身というよりも、他者の主体的な意志にむけて自己を形成すること、すなわち、自己教育に働きかけていたと予想できるだろう。ただし、そのような認識関心があったとしても、その履歴が示す外形的事実とともに著述が示す関心領域の多様な広がりという点<sup>5)</sup>でも一当時においても、現代においても一両者を「教育学者」(Pädagoge)とはみなされない。

こうした経歴を基本的にふまえた形で、両者は、ドイツ政治教育史研究において、とくに第一大戦後の政治社会構想を視野に入れた政治教育史上の功績が認められている。D.ホフマンの著『政治教育 1890-1933』(1970)、の第3章は、A.フリードリヒ・ナウマン、B.マックス・ヴェーバー、C.ヴァルター・ラテナウ、D.フーゴ・プロイス、と対比する形で、E.フリードリヒ・ヴィルヘルム・フェルスター、F.ゲオルグ・ケルシェン・シュタイナー、G.パウル・リュールマン、がとり上げられている(A,B,C等の表記は原書)。後者のE、F、Gについて、ホフマンは次のように章のはじめに総括している。

「選ばれた3人の著者(フェルスター、ケルシェン・シュタイナー、リュールマン)のテーゼは、当時の教育学が政治問題に強く関わっていたという誤った思い込みを招きやすい。残念ながら、その逆である。前述の「自律の概念」Autonomie-Begriffは、社会集団の主張と国家の主張に関する議論の中で発展してきた。この概念は、間違って認識された国家の主張を否定すると同時に、教育者の個人的な権利と将来を考慮した教育の必要性を呼び起こすことによって、独立した政治的な教授学(Didaktik)を立ち上げができるかもしれない。しかし、これは実現しなかった。この用語は、当時の政治闘争の問題に直面して教育理論の無能さを正当化するために、独断的な硬化と誤った政治的態度から使用されたのである。自律性のテーゼの適用は、教育学の非政治化(Entpolitisierung der Pädagogik)を伴うものであった。しかし、このことは、1918年以前の時期だけでなく、政治教育理論の発展にとって障害となった」(引用文中の傍点は、以下、断りがない限り、原文斜体もしくは隔字体)<sup>6)</sup>。

この3名がどのようにみずからの教育学の「自律」を主張し、推し進めたか、その実践に伴い「教育学の非政治化」が事実として検証できるかどうかは、ここでは問わない。本稿では、当時の「教育学者」、それぞれに社会的認識をふまえていると目される学者と意識的に対比してとり上げられているA～Dの存在である。ホフマンは次のように総括している。

「重要なのは、政治家のフリードリヒ・ナウマン、社会学者のマックス・ヴェーバー、経済学者のヴァルター・ラテナウ、憲法学者のフーゴ・プロイスクである。もちろん、この人選は恣意的なものではない。著者の専門という点では、主要な観点を考慮することができる。しかし、われわれの問い合わせより重要なのは、政治教育という考え方が自由主義的・民主主義的な対立から生まれ、同時に政治的な理由から生まれたというテーゼの重要な証人として、この4人をみなすことができるということである。細部の違いはあるにせよ、民主主義の実現はそれに対応する教育なしには考えられないというのが、かれらの意見である」<sup>7)</sup>

とりわけナウマンとヴェーバーについて、ホフマンが個別に政治教育に関するどのような内容を指摘しているかは、本稿の主題的事項にはならない<sup>8)</sup>。いずれにせよ「政治家」「社会学者」と称されているように、それぞれの専門的立場から一したがって、人間形成の課題に最初から限定するのではなく一当面するドイツの政治的社会をどうするか、という問い合わせを自らの課題としてうけをとめていたと、ホフマンは位置づけている。その基本的な姿勢はといえば、けっして「教育学者」に一方的に厳しいという訳ではない。「教育と政治の緊張関係を一度で解決することはできないが、どちらかが手を引けば解決するわけではない。教育学が政治権力に完全に依存することによって、教育の理論と実践が制限され、個人自身の権利も教育対象の意義と価値も十分に考慮されなくなる一方で、社会的条件から完全に独立しようとする意図もまた、教育過程の現実的な形成を妨げる。こうした両極端からでは、歴史的状況において教育に生じる課題を達成することは不可能である」<sup>9)</sup>。

「教育と政治の緊張関係」は、ナウマン、ヴェーバーそれぞれの政治教育認識において検証することもできよう。避けては通れない論点として本稿も留意したい。ここでは、「教育学の脱政治化」という事態とは対極的な方向で、ともに顕著な足跡を残したであろうことを想定すればよい。本稿で立ち入ろうとするのは、そのようなナウマンに対するヴェーバーの関係性のいかんである。

ヴェーバーをドイツ政治史に実証的に位置づけたW.モムゼンは、ナウマンとの対比で、第一次大戦前のかれの活動について、次のように指摘していた。「彼は、周囲の人びとに自由主義の大義をかけて精力的に政治活動をするように求めたが、自らは学問研究のために引き籠もった。彼は、1904年に『社会科学社会政策雑誌』の編集をひき受け、「客觀性」論文という「長大な綱領的論文を書くことによって、この雑誌の枠内で何らかの政治活動にかかわる可能性を一故意にかどうか一自ら閉ざしてしまった。政治を、透徹した眼で分析することのできる、これほどまでに卓越した能力をもつ人物、ドイツ政治に何が必要かを知っていた人物が、その積極的な政治活動を断念したことは、20世紀初頭において、ドイツ自由主義の置かれていた不運な状況にとって悲劇的なことであり、確かにそれは、そうした状況を象徴するものであった」。「その頃、ヴェーバーは、認識理論の諸問題に没頭し、また、『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の「精神」』についての重要な研究を始めていた。それでもやはり、彼は、政治的諸事象についての熱心に関心をもち、とりわけ、それでまで同様にフリードリヒ・ナウマンの助言者(Berater)・支援者(Helfer)であり続けた」<sup>10)</sup>。

この論述について3つのことが着目できる。第一に、政治領域という場合に、「自由主義」がヴェー

バー立場として指摘されていること。ここで引用箇所ではとくに言及されてはいが、ナウマンもこの点では共通すること。第二に一この点こそ強調されねばならないが、「自由主義」をともに志向<sup>11)</sup>しつつ一両者の相違が指摘されていること。すなわち、ナウマンが「政治家」として実践的に活動したのに対して、ヴェーバーはその意欲をもちながらも、「断念」し、政治に関しては現実政治に対して認識関心をもって 学問的認識に限定した、ということ<sup>12)</sup>。そして第三に、第二の立場から、ヴェーバーはナウマンに対して年下でありながら「助言者・支援者」であり続けた、ということ。

この第二、第三の点をうけ継いでいる方向にさらに立ち入ってみよう。D.ケスラーは、その浩瀚で実証的なヴェーバー伝(2014)<sup>13)</sup>のなかで、1892年4月20日と21日に開催された第3回福音社会会議でのナウマンの報告とその会議でのヴェーバーとの出会いとその後の経過について、「友」の表題の下で立ち入って記述している。モムゼンの指摘とともに、「労働者階級を国民国家に取り戻し、国民的帝国主義思想の担い手となるように訓練する」という考え方の点で基本的には同じ政治的立場であったと論じたうえで、そのゆえにこそ、ナウマンが示す発言、行動に対してヴェーバーが座視することはできなかつたことを、ケスラーもこう指摘する。「マックス・ヴェーバーは明らかに、フリードリヒ・ナウマンを「正しい」政治的道に導き、政治的に教育することが自分の責任だと考えていた」(S.434)。

「マックス・ヴェーバーは、ナウマンの計画に対して、助言と財政的支援はしていたものの、やや懐疑的であった。1896年8月6日にハイデルベルクで開かれた会議にはヴェーバーは参加しなかつた。」「1896年8月13日、ナウマンに彼はこう書き送った。その手紙の内容にふれたのち、ケスラーはいう、「とりわけ、ナウマンによる抜き打ちで、しかも相談もなしに提示されたプログラム案は、エアフルトの職業政治家の息子（ヴェーバー）からの猛烈で情熱的な反対を引き起こしたのであり、彼はもうこれ以上、“政治的な子供たち”の動向を傍観していたくはなかつたのである」(S.437)。

ヴェーバーが若干年長のナウマンに対して「助言」等を通じて意欲的なまでに示した「教育」上の関係を一揶揄したいヴェーバーの心情を忖度しながら一指摘する、こうしたヴェーバー研究史での論述は、ナウマン研究での論述にも対応する。シュペールはその著『マックス・ヴェーバーに対するフリードリヒ・ナウマンの関係』(1985) の最後で総括する論述のなかでいう。「ナウマンは政治ジャーナリストとして25年間活動する中で、ドイツ国民の信頼と指導者の地位を獲得した。もしマックス・ヴェーバーが、友人の政治家としてのキャリアに最初から助言と行動(Rat und Tat)、戒めと眞実(Mahnung und Wahrnung)をもって伴走し、その信頼できる心と透徹した精神の世話をならなかつたら、このようなことは不可能だつただろう」<sup>14)</sup>。ここにいわれる「戒め」は、「猛烈で情熱的な反対」という指摘（ケスラー）に対応する。

以上のように研究史を振り返るならば、両者が単に「友情関係」で結ばれている、というのみならず、一あるいは、まさにそのゆえに、年齢の上下を越えて一「助言」「戒め」「支援」などと表現できる特別な「教育」関係を示していたことがうかがえる。その様相は、断片的であるが、政治教育領域での関係性と限定づけられるだろう。その成立の際、両者のあいだに、少なくとも二つの点で違い（断絶）があつたことに研究史上の知見をふまえ注意しなければならない。一つは—モムゼンが指摘するように—実践（ナウマン）と認識（ヴェーバー）という行為の重点の違いである。いずれも政治領域に属するが、その違いを本稿主題にかかわって見定めたい。もう一つは「脱政治化」という事態にはならない場合でも、ホフマンの認識に即せば、「教育と政治の緊張関係」にかかわる違いが、細部にまで立ち入れば、両者の間で見出すことができるであろう。こうした予想が成り立つ。君主制及び現行

の君主ウイルヘルム2世を擁護する姿勢のナウマンに対するヴェーバーの批判という周知の局面がここで想起できる。「倫理と政治」の関係の認識を含む“政治的なもの”の本質をどう捉えているか、という点にかかわる認識の違いになるだろう。その違いは、単に認識上にとどまらない。行動を含む人間のあり方の問題ではなかったか。本稿が焦点化するのは、この事項である。すなわち、単に認識批判という以上に、ほかでもない同じ思想的立場に属するナウマン自身が生涯を通じて体現する、「政治家」という人間のあり方にかかわる問題提起、あるいは批判という側面があったのではないか。推測していえば、あなた（ナウマン）は—「政治家」を軽蔑的な対象とするのではなく—国家的課題を意識しつつ、理想をめざして政治家（「職業政治家」）たろうとし、そして現に「政治家」として実践しておられる、その姿勢そのものは尊い、だが、はたしてご自身が示すその政治家としてのあり方は、“政治的なもの”を適切に認識しておられるか、という問いかけ、あるいは、より積極的な批判である。しかも、その人間のあり方は、ナウマンにとって自覺的な形で政治的な自己教育（自己陶冶）die politische Selbsterziehungの課題として明確に認識され、のみならず、みずからが一般国民に対してその啓発活動を通じて求めるように提示されていたとすれば、どうであろうか。どのようにヴェーバーに映るか。ヴェーバーがナウマンに対して、おりおりに公的場面で、あるいは私信で明らかにしていた「戒め」「反対」、要するに批判は、ヴェーバー自身の教育認識、とりわけ政治指導者形成にかかわる認識の実践という局面を示し、そのような思想的意味をもって、問題提起、あるいは、場合によっては批判的な実践として迫ったのではないか。本稿は、こうした予想とともに、ヴェーバーはその生涯の局面で、みずからの教育認識—帝政廃止後、1919年の「職業としての政治」に示された、民主主義を理念とする政治指導者形成をめざす教育認識<sup>15)</sup>—をもって、ナウマンの人間のあり方にどうむきあつたかという思想的事実を解明すること、そして、その特質と意義を考察することを主たる課題とする。

この課題に対して本稿は以下の手順を辿る。

第一に、ヴェーバーがナウマンをどううけとめていたか、先行研究でも指摘されるサポートの行為が示す人格的な友情関係について、私信—「全集」（書簡篇）で確認されるうるかぎりでは1894年-1919年まで—を中心に跡づける。資金援助という周知の外的事実のみならず、ナウマンのどのような客観的状況—1893年、解雇の伝聞についての確認、1898年6月実施の帝国議会選挙、1905年社会政策学会での討議等—を考慮してヴェーバーがどのような思いとともに心配、支援、擁護したか等、ヴェーバーの人間性にかかわって重要である。全集(MAX WEBER GESAMT AUSGABE, 以下、MWG)のうち、著作、論文を収録した第一部門（MWG I）と区別された書簡の第二部門（MWG II）にも、精細な注釈が付けられている。ヴェーバーの書簡、動静に関連するナウマンの書簡、論説（1905年『救済』誌掲載論文「社会政策学会において」、など）も部分的に紹介されている。それらを参照したい。

第二に、ナウマンがヴェーバーにとって、政治認識において—とりわけ精神の「自由」を抑圧する勢力に対して一共闘的であったのみならず、それに関連する政治教育認識においても、いかに共同的で、そして役割分担という点で協働的な関係にあったかを諸論説を通じて明らかにする。ヴェーバーが「職業としての政治」（1919）を講演するに至る経緯として、主催するバイエルン州の自由学生連盟は、当初ヴェーバーが辞退したためナウマンに依頼していたことは知られている。健康不安からこの案は成立しなかったわけであるが、その政治教育論—初出は、「若き友への講話」と題した1918年『救済』誌掲載の論説—を筆頭に、両者が教育認識において近接する論説を精力的に展開していたことは

たしかで、学生たちの人選は十分に理由があった。本稿では、以下の諸論を本論及び注記でとり上げる。1)「自由主義」の理念的主張において。「ドイツ自由主義の苦悩の歴史」(1908)など。2)国民国家確立の主張において。3)教育認識において。ナウマンの諸論説、「救いの家から」(1888)『全体にとっての弱者の価値』(1902)、「ヨハン・ヒンリヒ・ビュッヘルン」(1908)、『弁論術』(1914)、「政治教育論」(1918)等に対応する形で提示されたヴェーバーの「職業としての政治」等の諸論説、書簡(1915年11月2日)を通じて、政治教育分野で、両者がどう協働的に対話的関係性を示していたか具体的に明らかにする。

第三に、第一の友情関係、第二のような形で対話的関係があるにもかかわらず、あるいは、むしろその関係性ゆえに、ヴェーバーがナウマンの政治論に対してむしろ遠慮なしに厳しく批判的でもあったことに着目する。このことを二つの局面から明らかにする。1)「キリスト教社会派とは何か」(1894年)に対するヴェーバーの同年の批判、「国民的社会」な団体結成にむけたナウマンの「政治的」活動とそれに対するヴェーバーの批判(「国民的社会的な結成に向けて」1896年11月)。2)皇帝制、及び現皇帝の政治についてのナウマンの擁護(「国民国家における皇帝制」1917年、など)と、それに対するヴェーバーの論説及び書簡(1906年12月14日、1908年11月12日、1918年の10月11日、10月12日、10月17日、10月18日、1919年5月15日)を通じての批判。いずれも、対話的関係の局面として捉えられる。

第四に、以上の第三の局面を第二の局面と関連づけた場合には、一いすれも問い合わせに対する応答を含むもので、ヴェーバーのナウマンに対する対話的関係性を示すものであるが、一第三の批判は、単に個別の政治認識にとどまらないという点を注視する。ナウマン自身が「政治家」を志向し、現に実現している。この事情をふまえながら、両者ともに、同時代のドイツの国制との関連で、るべき政治家像を意識して人間形成の課題として捉えていたという細部の消息を見定める。ヴェーバーにとっては、ナウマンに対する政治的認識批判は、みずから政治教育認識に基づく批判的実践としての思想的意味を示していたことを「職業としての政治」(1919)を手掛かりに特徴づける。逝去したナウマン書簡(1919年8月27日夫人宛)も、単に型通りの追悼以上に、その点を思想的に明らかにするであろう。「脱政治化」とは対極的であったことにも注視する。そのうえで、ナウマンに対するヴェーバーのこの実践的批判の中心的観点が「倫理と政治」の関係性にかかわるものであったことに立ち入る。その場合、ホフマン『政治教育 1890-1933』(1970)でもとり上げられ、ヴェーバー「職業としての政治」でも言及されているミュンヘン大学同僚の F. フェルスター (Friedrich W. Foerster, 1869-1966) と対比する。とりわけその著『政治倫理と政治教育学』(『公民教育』の第3増訂版、1918)にふれながら教育学上の意義について考察する。

## 2. M. ヴェーバーの Fr. ナウマンに対する友情関係

ヴェーバーはけっして長くはない 56 年間の生涯で、大学教授職の身分を保ったまま 5 年余の療養生活を国外の神経病院等で過ごした。夫人マリアンネによる伝記の「転落」という章では、その動静が詳細に描かれている。「崩壊」「病苦」「破滅」といったことばで、その心身の状態が記述されていた。その暗鬱な日々の時、ナウマンが訪ねてきてくれたことを、マリアンネは印象深くとり上げていた。「この引籠もったローマの冬のなかで一番すばらしかったのは、ドイツの現在の生活や温みと新鮮さの波を持ちこんで来たフリードリヒ・ナウマンの訪問だった」とし、「マックスは滝のような勢いでし

やべりまくりました」と記していた。このような訪問の場面は、ナウマンのヴェーバーに対する、そしてヴェーバーのナウマンに対する、それぞれの友情関係を余すことなく表している。ナウマンのそれは、「自身には欠けている生来の政治的本能」<sup>16)</sup>を感じとったことにも由来するかもしれない。そのような一方の証跡一つ一つ列挙することは、本稿では課題とはしない。他方、ヴェーバーがナウマンに対して積極的に示した友情的といえるかかわりが持続した。このことを以下に確認しよう。

1) もっとも早く、その関係がうかがえるのは、1893年12月である。その履歴を整理すると、1883-1885年までハンブルグにある少年感化院で上級奉仕員、1886-1890年、牧師としてLangenbergに赴任、1890年よりフランクフルト・アム・マインで「国内宣教」に務めていた。ナウマンとヴェーバーがはじめて面識をえたと推測されるのが、その頃の1892年4月20-21日に開催された第3回福音社会会議で、パウル・ゲーレ(Paul Göhre,1864-1928)の仲立ちによるとされる。ナウマンはその時「キリスト教と家族」と題した講演を行った。「ナウマンは、結婚の機能について子供を産み育てることだと定義した。ナウマンの立場は具体的な社会政治的 requirement と結びついており、國家がこの目標を支援する責任を負っていた。とりわけかれは、大家族に対する国営住宅と税の軽減を求めた。参加者リストによれば、マックス・ヴェーバーも出席しており、ヴェーバーとナウマンが直接会ったのはこれが初めてであったと推測される」<sup>17)</sup>とケスラーは指摘している。

こうした出会いの後、ヴェーバーはナウマンの職業的地位について、翌1893年12月23日に、ナウマンの姉の夫マーチン・ラーデ(Martin Rade,1857-1940)に書簡を送り問い合わせた。「クリスマス期間中にお返事を差し上げるのは申し訳ないのですが、ゲーレと話した私の妻から、あなたの義弟ナウマンがその職を「解任」されたと聞きました。私は、かれの社会的・政治的地位のために、不本意ながら解任されたのだと思わざるをえません。だとすれば、この慈悲の中心人物は誰なのでしょうか？義弟さんはどうするつもりなのですか？私の妻は、かれが「ジャーナリスト」になりたがっていると理解していました。それはどういう意味ですか？ 私や私の友人に近づける人が、かれの役に立つと思いますか？もちろん、「かれの役に立つ」という不名誉なことを彼にすべきだという意味ではなく、かれが何をするつもりなのか、また、それが何であれ、かれの目的のために個人的な人脈が役に立つのかどうか、それ以外のことがあるのかどうか、私にはわからないというだけのことです」(MWG II /2,S.484)。この時、ナウマンは、フランクフルトの牧師の立場を「解任」されてはいなかった。「ナウマンは、その間に社会民主党入党した元神学者候補と一緒にイベントに出席しただけだった。その結果、彼は教会当局から警告をうけた」ということが事の真相のようだった(同上、注2参照)。そのような事実関係であったにしても、ヴェーバーが、ナウマンの社会的立場について気に懸け、その進路についても何か支援できることがあるかどうか、と問い合わせている。その年の6月、ヴェーバーはフライブルク大学教授に推薦される。29歳の時だった。

2) 進路にかかる気遣いは、資金援助の行為として以後に展開した。副題に「国民的・社会的」と冠した『救済』という週刊誌を発刊(1894年)し言論出版活動を続けながら—それゆえに先行研究では政論家(Publizist)とも称される—、ナウマンは1898年6月の帝国議会選挙に立候補する。その前後におけるヴェーバーの支援のことばが注目される。1897年10月28日のナウマン宛書簡を見よう。

「私の弟 [アルフレッド・ヴェーバー] が私に書いてきたこと [1897年10月25日書簡] によれば、選挙のために私どもによって保証された総額の使用のために、弟と話題にしたということですね。弟もそう頼んだと思うのですが、私は貴兄にお願いしたいのは、貴兄のお考え

に従つて行動して欲しい、ということです。この総額の出所に左右されることによって、貴兄の行動において、なにがしかのことが規定される、ということがあるとすれば、それは私のもつとも望まないことです。私どもが資金準備に際してめざすことは、たんに次のことすぎません。惨めな資金欠如が原因であなたの運動が十分に伸びていくことが妨げられることです。私個人としては、選挙〔1898年6月帝国議会選挙〕で不成功であることは、ほぼ確実だと思っています。予想に反して落選しなかつた場合でも、貴兄の政治運動の将来は、現在あるようにはないと思います。けれども、その運動は太陽と風と同じ配分で政治的に行動する状況におかれねばならない。それゆえに、その運動は数千マルクの欠如で挫折することは許されません。もしも、私たちが『時代』〔日刊紙、1996.10.1-1897.9.30〕のために同額の数千マルクが与えられたとすれば、私たちはこの厳しい苦役を3ヶ月ほど延期したことでしょう。そして、クリスマスには、今貴兄が立っている場所におられたことでしょう。貴兄が選挙で挫折するならば、あるいは、その運動が議会のなかで活動した際にも、運動があのようすなわち、将来が見込まれないと、後にご自身で確信するなら、その場合には、運動に対して次のような知見とともに決別することが容易に可能になるでしょう。すなわち、貴兄自身、あるいは外的障害、過失ではなく、むしろ発展の諸傾向—それに対して、個人は無力であるようなが、〔あなたの〕運動の成果を破滅させた、という認識です。(改行) そのゆえに、私はあなたにお願いしたいのです。第三者に対しては、資金の出所については沈黙していただきたい。同様に、その資金の使途についても、私たちに対して沈黙していただきたい。ただただ、直近の帝国の普通選挙を直接、間接に保護するために、当の資金がどれほどであるかは別にして、役立つように、その限りに拘束されますことを切にお願いしたいです」(MWG II/3, S.455-456)。

このヴェーバーの書簡について、全集の注釈は、資金援助にたるヴェーバー家の話し合いにかかわる詳細な経緯とナウマンの「感謝」のうけとめも(10月28日同日で行き違いになった書簡、および以後11月3日書簡)明らかにしている<sup>18)</sup>。ヴェーバー自身、かれの「落選」を予想しても、支援を申し出ていること、そして資金の出所、使途についても気遣いしている。

次に1898年6月19日書簡を見よう。選挙の落選が判明して直後のヴェーバーは何を記しているか。「親愛なる友人 私たちは、そう呼び合うことが許される、と思うのですが」とはじまる。そして「間近に迫った日刊紙の頓挫」にふれたのち、次のように記している。

「本題に入りましょう。貴兄は誰からも、また、ご自身によつても、いわば“失敗”等が関与している、ということを説得されてはならないでしょう。十二分に考え抜かれた当の問題は、正直なお仕事での純粋な人格に支えられて、その件〔落選。1898年6月16日の帝国議会選挙で2万7千票しか獲得せず〕で挫折することはないでしょう。しかも、私には次のことも、今や大きな慰めです。私どもの小さな部分〔ヴェーバーと親族による資金援助。すなわち、母ヘレーナ・ヴェーバーと伯母イダ・バウムガルテンは1897年秋にナウマンの選挙活動のため支援〕で貢献させていただくということ、辛い気持ち、すなわち、資金不足と理念の乏しさだけが責任がある、という辛い気持ちを貴兄が抱いていないことです。むしろ、貴兄が望んだこと、ご自身の性格から望まざるを得なかつたことに関して、現今にはあまりに早すぎたのです。大衆はそのことに関して成熟していないのですし、その問題設定は、当分は別の、もっと残酷なものです。貴兄は、戦地〔立候補〕に赴く時には、貴兄の小集団とご自身をまず整列さ

せ、軍事教練しなければなりませんでした。しかるに、愚かな大衆のみならず、同様に愚かな政府もまた、成熟してはいなかったのです。(改行) けれども、だからといって、貴兄の努力は無駄たったでしょうか。貴兄の考えでもそうでしたか?もちろんそうではなかったでしょう。というのも、私は次のことを証明することができます。ご自身の活動が展開するわたしたちの環境のなかに、貴兄がどのような種を蒔いたか、という点、そして、貴兄が私自身に対し、私と同じような人々に対して、なにをしてくださったか、という点です。部分的には、貴兄がひよつとしたら自ら希望したこととは違っていました。けれども、左右の農民たちと、眞の、あるいは予想される狡猾者たち—ミクエル〔プロイセン財務大臣〕とデルブリュッckerの、今まさに始まる時代が過ぎ去ってゆくならば、状況は好転するでしょう。私たち〔ヴェーバーとナウマン〕の最終的な理想と諸前提とはたがいに何重にも乖離している(weichen)こと、そのことを私たちはともに知るでしょう。けれども、〔正しい〕すべてはそのままにとどめておきましょうと、私は思うのです。貴兄の諦念に満ちた運命は、もっとも不利場合には、どうなるでしょう。自分自身が先頭に立って、〔他の人々と〕一緒に政治を徹底的に実行して尽力することはできないということです。その実行の準備のためには、貴兄以外に誰もいないほどに、貴兄は必要不可欠でした。」(MWG II/3, S.497)

この書簡についても全集注釈(MWG II/3, S.496)は、貴重な情報を提供している。「ナウマンは 6 月 23 日ヴェーバー宛てに、「直接的な成果はありませんでした。それでも努力は無駄ではありませんでした。26000 票は、まさに始まりです。貴殿と、貴殿の親族の方々には、特別な感謝の念に値します。」と返答した(BA Berlin, NL. Friedrich Naumann ,Nr.106, BL.104)。」と指摘している。このナウマンの謝辞に対応するように、ヴェーバーは、「落選」したナウマンが行おうとする政治的活動を勇気づけている。「最終的な理想と諸前提」とはなにを指すのか、この書簡では不明であるが、その点での「乖離」にもかかわらず、ヴェーバーはかれを勇気づけている。

3) 1905 年 9 月 27 日、社会政策学会理事長シュモラーがマンハイムで開かれた同学会「カルテルと国家の関係」部会での自身の報告(カルテルに対する国家管理を支持する)に対して、ナウマンが名指しせずに批判したこと(大企業に対する国家介入は技術的にも、国民経済的にも無意味とする)、それに対して翌日、シュモラーがナウマンを「本来の現実的知識なしに旧来のマルクス的表現で、私には理解できない唯物史観」で支えられた「本質的にデマゴーグ」として侮辱したこと、そして、同日、ヴェーバーがナウマンを擁護したこと、こうした事実関係については、ヴェーバーの発言「カルテルと国家の関係に寄せて」が中村貞治らの日本語訳の『政治論集』に— ドイツ語原書にはない形で一収録されたことでよく知られている。「価値判断」論争の発生にかかわる経緯<sup>19)</sup>でもあった。その間のことについて、「親愛なる友人」ではじまる書簡(1905 年 9 月 30 日)で、ヴェーバーは以下のようにナウマンに語っている。

「事態は、なにもしないという貴兄の意図によって、少々難しくなるでしょう。というのも、私たち委員は、委員長〔シュモラー〕により委員長として、生徒のように叩かれるることは許されないからです。たとえそれができるだけ穏やかな形であなたに伝えられたとしても、この出来事が参加者全員にそう叩かれたと止められたのです。そのこと〔ナウマンがシュモラー委員長に侮蔑された出来事〕は貴兄に関するものではありません。まさに私たちの案件なのです。(改行) 私は率直に申しましょう。貴兄が、もしも目下の政治的なご都合主義の理由から、

当の案件をうけ入れ、その上で、委員会に止まるとするなら、このことは貴兄の課題と人格をまた、状況を洞察しない人々の間でおそらく信用失墜することもありえたでしょう。他方で、貴兄が委員会から脱会するか、あるいは、ひょっとして委員会に暗黙に残り続けるとしても、それはまったく望ましいことではないでしょう。なぜならば、そうすればたしかにシュモラーの目的、ないしはかれの背後に存在し、かれを誘発してきた教唆者の目的だからです〔この点について全集は、次のように注釈している。シュモラー自身は、ブレンターノ、マックス・ヴェーバー、その他の委員会メンバーに宛てた書簡（1905年10月29日）で、「われわれの学会右派は、数年前から圧迫されていると感じている。コンラッド氏、ノイマン氏、ゼーリング氏、ワーグナー氏等は時々にしか来ない」と、シュモラーが気に留めている背景について指摘した。列記された人々は、事実、学会が開催されたマンハイムには来なかった。〕。貴兄に対して私が助言（Rath）するのはおこがましいことです。けれども、私見を控えることはいたしません。『救済』誌において、礼儀正しく、怜俐な所見を貴兄は述べられました。すなわち、〔第一に〕シュモラーが、「貴兄のスピーチの内容と形式の背後に、〔ナウマンを侮辱するという〕動機の跡を探すのではなく、かれ〔シュモラー〕自身が憤激することを避けることができる理由を貴兄に求めていること、そして〔第二に〕、貴兄に抗してかれ〔シュモラー〕が提示した〔攻撃的な〕基調は、そのような学会には相応しくないという印象を貴兄が抱いたことです。こうした貴兄の所見は、正鵠を得ていることでしょう」（MWG II/4, S.542-543）。

「怜俐な所見」、最後の「貴兄の所見」は、全集注記によれば、少し後、ナウマン「社会政策学会において」『救済』40号、1905年10月8日で明らかにされる論説を指している。「私はシュモラー教授に対抗する意図は私には無いと、明確に説明いたします。」シュモラー教授には、私に対するご自身の言動が、私のなにかしらのスピーチ以上に、学会の伝統に対する強い反抗となっていることを否定しないこと、私の説明をこのように認識していただきたい」<sup>20)</sup>。このような所見を促すものとしてヴェーバーの書簡は捉えられる。かれの「助言」（Rath）は励ましに満ちていた。ヴェーバー自身、その学会討論（1905年9月28日）において、ナウマンの発言内容のすべてに同意しているのではないかと断っている。「理想主義的情熱」の囚われているナウマンもまた「価値判断」の導き方においてシュモラーと同様であると、かれは言っている（MWG I/13, S.62）。こうした違いにもかかわらず、ここでは学会の委員長から「デマゴーグ」と名づけられた侮辱の非合理性を、ヴェーバーはナウマンに対して、学会討論当日のみならず、数日後の書簡を通じても立ち入って— 背後の学会の勢力関係に言及しながら擁護していたこと、そのような信頼の関係性にわれわれは着目したい。

以上の局面にうかがえるようにヴェーバーは、ナウマンに対して友情といつてよい関係を実践している。「親愛なる、そして尊敬する説教師」（1894年6月16日）、「尊敬する牧師様」（1894年11月4日、1896年4月12日、4月22日、4月29日、8月13日）、といった呼称の後、ヴェーバーは、1896年12月9日より「尊敬する友人！」という呼称、あるいはそれに類似する呼称を用いている。「親しい友」といった書簡宛名の呼称は、ヴェーバーのナウマンに対する関係を人称面で端的に表している。こうした呼称とともに、上記の事例は、友情関係という場合に特に二つの面を顕著に示している。一つは雇用、選挙、学会といった公的な領域であること、もう一つは、相手の不遇、冷遇、あるいはそのようなもの思われる事態に対する気遣いとその行為である。

### 3. M. ヴェーバーと Fr. ナウマンとの対話的関係—政治教育認識の領域で—

ヴェーバーがナウマンに対して、以上で明らかにした友情関係とともに、知的側面において対話的な関係を実現していることも、かれの政治教育認識の特質を把握しようとする本稿にとって見逃すことはできない。1)互いに共通の理念を追求していること、2)役割の分担、あるいは、役割の協働を通じて対等な一対一の関係であること、3)対面で接しているかどうか、あるいは、即応的であるかどうかは関係なしに、問い合わせと応答の行為から成立していること、これらを「対話的な関係」と捉えるとすれば、その一つの領域として、政治教育における両者の関係は、先行研究が示唆しているように、その様相を顕著に明らかにしているであろう。戦前、戦中、戦後をめぐるドイツ政治と、それにかかわって、政治教育について、両者はどのように展開したか。その内容の全体を跡づけることは以下ではめざさない。対話的な関係性が成り立っている、ということを跡づけることで本稿主題にとって十分としよう。両者に共通する中心理念として、自由主義と国民主義について着目しよう。

ナウマンは「自由主義」について明確に主題として論じている。『自由の闘争』と題した著作とともに、「自由主義」という語を論題として含む論説を複数発表している<sup>21)</sup>。その場合、自由主義はその理念を体した政党として把握されていることが少なくない。他方でヴェーバーは、「自由主義」という語を論題として含む論説は発表してはいない。こうした外形上の違いにもかかわらず、自由主義、精神的自由とともに、とりわけ議会活動を通じての政治的自由主義は、ドイツ帝国全体を対象にする「帝国議会」にせよ、プロイセン、その他の「州議会」にせよ、また、その機能低下が問題にされたにせよ、人民の代表者によるその自由な審議を軸とする議会制度そのものが全面的に懷疑されるということではなく、政治活動を基礎づける不可欠な部分として、両者において認識、評価されている。

ナウマンは、『自由の闘争』(1911)に再掲される論文「ドイツ自由主義の苦悩の歴史」(1906)において、自身の思想的経験を振り返ってこう記していた。「私の政治的思考の出発点はといえば、社会政策であった。労働運動の律動に惹きつけられた人々に属し、マルクスに教えによって多くの新たな視点を与えられた人々に属していた。もしも社会民主主義がドイツ人全体の国民的権力 (die nationale Macht des Deutschtumus) といったものに関する理解を示していたとするならば、私は社会民主主義者となりえたであろう。けれども、その理解は欠落していたし、いまもなお欠落している。社会民主主義とは対置して、私は友人とともに、国民社会的 (nationalsozial) と自称してきた。さて、社会民主主義と自由主義との間には、ある特別な政党集団は形成していないということが今や示されたとするならば、私は自由主義に参加する。その弱点をあれこれ知っていたとしても、社会民主主義—その偉大さ賢明さを私はたしかに過小評価してはいないが、—それ以上に、ドイツ将来のために自由主義を、より重要であり、より必要であると思うからである」<sup>22)</sup>。「社会民主主義」とは、この論文でも、創始者ラサール、マルクスなどの人々によって導かれるプロレタリアート運動を指している。ナウマンの1889年の著述に『労働者の教理問答、あるいは真実の社会主义』があり、そのなかで、「できる限り平等に分配することを実現するために、苦痛も喜びも平等に分配する必要がある」、社会主义は「現状を打破するのではなく、修復する」(傍点は隔字体)ことに目的がある、と述べていた<sup>23)</sup>。そのような思いとともに、ナウマンにとって社会民主主義は、当初から肯定的な関心がむけられていた。しかし、自由主義はその労働者運動から「ドイツ人全体の国民的権力」に対する理解という点で際立って区別されるものとして、ナウマンは捉え、みずからの立場として価値づけている。

こうした「自由主義」、とりわけ政治的自由主義、州政府とともに、それらを越えた「帝国」の政策

決定にかかわる議会制度を支える政治的自由主義は、ヴェーバーも共通して主張する<sup>24)</sup>。そのうえで、「新秩序ドイツの議会と政府」という長大な論文（初出：1918）をひき合わせれば、両者の強調点が異なっている。2点指摘しよう。第一に、ヴェーバーの場合、官僚制化の強大な傾向を前にして「個人主義的な活動」の「自由」をどう確保するか、という問い合わせが提起されていること<sup>25)</sup>。第二に、このことに関連して、ヴェーバーの場合、「議会—行政監督の場としての、またゆくゆくは政治指導者選抜の場としての議会—の活動能力と権力的地位の向上が求められている」と論じられる際、政治家内部において、「選抜」することのできる「政治闘争の渦中に格闘」することが要請されている。この場合にも、「自己自身の確信にしたがって」という形で活動の「自由」の精神が発動することが期待されている<sup>26)</sup>。

ナウマンにおいても、ヴェーバーにおいても、政治認識としては、以上によってその一端がうかがえるように、「自由主義」が共通する中心的理念として位置づけられている。それがドイツの帝国として国家的独立を要請し、構成する国民のあり方が視野に入る時、民主主義も、同等の重みを含む理念として認識されてくる。「ビスマルクの遺産」についてである。ドイツ統一を成し遂げたが、しかし他方で「政治的意志の一欠片も持ち合わせていない一国民を後に残した」とヴェーバーは上記の「議会と政府」の論文で厳しく現実を指摘していた。「ビスマルクの政治的遺産」と題した講演（1905）もあるナウマンは、ヴェーバーのような問題認識は示されてはいない。むしろ、「1848年の革命と法兰クフルトのパウロ教会の歴史は民主主義の実現可能性を否定しています。[それに対して] ビスマルクの時代において成し遂げられたことははるかに偉大です」<sup>27)</sup>と語っていた。このように両者の評価は対照的であるが、「自由主義」とともに、ドイツ諸邦に属する人民が民主主義を実現するという課題認識は共通する。のみならず、両者ともに、ドイツが一つの国家としてヨーロッパを中心とする国際社会のただなかで主権的に独立した存在として確立していることのみでは目標設定として不十分という認識も、ここに見落とせない。ドイツ諸邦に属する人々が、民主主義を実現するのみならず、ドイツ帝国の「国民」として確立していること。その意味で国民主義が成立しているかどうかも、両者にとって不可欠な問い合わせであった。この点について、掘り下げよう。

ナウマンに『全体にとっての弱者の価値』（1902）という講演速記録がある。同年、シャルロッテンブルグ家庭保護協会の集会での講演とされる。最下層のかれらは「余計者」としてみなされてきたが、けっしてそうではない、とかかれは主張する。「原始キリスト教の解釈転換は純粹に宗教的な思想に根ざしているのです。すなわち、すべての貧しい人々は、神の子どもでもあること、かれらは上層の人々とともに、あるいはひょっとしたら上層の人々よりも優先的に、永遠の至福を受けられているのです。しかしながら、こうした純粹に宗教的な思想は下層の人々の価値にかかわる思考転換の固有の推進動機であったけれども、この思考転換は、その結果として市民的で世俗的な見解にいたるまで及ぼすことになりました。というのも、下層の人々において、魂が存在するということをひとび気づくならば、下層の人々がまったく違った相貌を備えていることにただちにわかるからです。下層の人々を大衆として、謎にみちた洪水として想像するかぎり、あるいは、ただ全体としてのみ遠くから知っているなものかとして、しかし個別的には一人一人をたしかに見出していかないかぎり、ただ一つのことを想像することはできていません。下層の人々は混じり気のない一つ一つの魂である、ということです」。ナウマンはこう述べて、「弱者」こそが、価値的存在の担う手であると主張する。その上で、最後に強調しているのは、われわれにとって「全体」と何か、という問い合わせであり、その答えは、「国民理

念」であった。誰によって担われなければならぬか。

「われわれの全体、すなわち、われわれの国家の構築、われわれの社会の構築—これらは権利と正義との制度に基づいている、ということをわれわれは知っています。しかも、その制度についても、死んだ条文のうちに存在するというにとどまらず、住民の信念のなかに根ざしているものです。もしもその制度がそのようなではなかったら、存続しないでしまう。仕事を終えたのちに無力への没落が自然現象のように進行した場合に、この制度に不正が増大し、甚大な不正の印象がひたすら生じます。地方のことを考えるなら、私が育った地方はザクセンのエルゲビルゲですが、家内工業的な靴下製造人や亜麻職人のことを考えます。45歳でもはや十分に稼ぐことができるほどの視力を失っている職人です。その時からもっと年をとつて場合によっては30年あるいはそれ以上年をとっています。こうした人々のことを実際に見て、あるいは思い出しますと、重要なことに気づきます。個々の場合におけるたんなる同情の問題ではなく、かれらが仕事をする、全体に対する経済的労働の一片ということです。人々は、自分ができることを、視力が弱くなりはじめるまで働きました。さて、かれらを見捨てることは、すなわち、全体における権利思想そのものを見捨てることを意味します。権利思想を放棄するならば、その帰結は国家や共同体そのものにための他の基礎をもはや見出すことができない、ということです。その場合には、存在しているので存在し、存在するかぎり、存在する、という立場に拠ります。われわれの社会が存続するということに対する信頼は、ここにありません。(改行) さて、最後の事項にふれましょう。それについて、われわれはなおしばらく話しあいましょう。あらゆる共同生活についてです。この生活は、人間がある大きな組織に結びついていることを知っている、ということに基づいています。たとえば、われわれが、自分たちの国家を国民思想に基づいて構築するという場合、このような思想は次のことを意味します。ドイツ人であれば誰でも一他の点ではかれが誰であっても一属しているのは、ここ〔属する国家〕において保護を受ける権利があり、ここにおいて仕事をしなければならない、ということです。かれはこの組織の一員なのです。国民性 (Nationalität) という思想をすべての個人一そもそも国民に属するものですが一までに拡張することがなかったら、その思想はなにかしら死んだもの、中途半端なものに留まっています。エルンスト・モーリツ・アルントが歌ったのは、「ドイツ全体は、かくあるべきだ」でした。このことは、ここでも妥当するでしょう。全体というのは、全体の運動、全体の進歩、全体の共有材、これらに関与するものでなければならないでしょう。「しかしわれわれは下層の人々をわれわれは見放します」と、はじめから言明するとすれば、国民思想を考えることはできないです。外国の個々のドイツ人がそこ、ここで不当に扱われているとすれば、かれは、並ならぬ努力によって、時には大きな声で自らの権利を再び獲得しよう。国内での個々の人間も、外国における個々の人間と同様に価値となるような感情をもってはいる。ですので、国内で国民的な価値評価の感情を確実に生み出すことができるならば、われわれの民衆的な感情 (volkstümlichen) を強化することに大いに貢献するでしょう。しかし、それを行うための魔術は存在しません。私がただ望みますのは、一国民の歴史を長期にわたって担うべき共同体の思想がその周辺部を脆くしてしまった場合、すなわち国民を構成する一人一人にまで実際に拡張しなかった場合、ドイツ国民理念 (Nationalidee) そのもののような大規模の共同体思想は滅びてしまうことについて、われわ

「これは明確にする、ということです。したがってわれわれはわれわれの下層の人々に配慮しよう。われわれを国民全体として形成する、こうした共同体思想と内的確信を保持するためです。こうした国民文化を享受し、そのなかで生き、そのなかでみずから個人的な理想にしたがって自己自身を形成しようする一人一人も、もしも破壊された鏡の中で自分自身を再確認し、放置されたいかなる諸個人も、われわれの人格の鏡であるとすれば、自己自身の人生のなかで衝撃を受けることでしょう。そのかれは人間です。われわれも人間です。かれは国民に属します。われわれは国民に属します。かれには希望と願望があります。われわれにもそれらがあります。そこ、ここの魂があります。けれども、盲目になり、視野の霞んだ魂が存在します。もしもその種の埃まみれの濁った魂が国民の間に数多く存在するとしたら、どのように健全で精神的な発展と個人的な発展は起こりうるでしょうか。起こり得ません。したがって、個々の文化のためではなく、個々の人間のためではなく、個々の魂のためではなく、いわば国民の美的純粹性と同様に道徳的純粹性のために必要なことは、いかなる個人も、国民のなかの一つの構成部分としてわれわれは見なすということです。できるだけ公正に保持されるべき部分です」<sup>28)</sup>。

「下層」に属する人々、「弱者」もまた、「国民」として形成されねばならない、という見解がこの著述の最後に示されている。かれらはけっして「余計者」なのではなく、その人々は、いつの時代にも多かれ少なかれ存在するが、「ビスマルクの遺産」にかかわるヴェーバーの問題認識でいえば、かれもまた、「政治意識の一欠片もない国民」に含まれるであろう。いずれにせよ、国内に居住する、放置することのできない人間のあり方に問題として、そして「国民」形成にかかわる課題として提示されている。ヴェーバーの表現をもって「慈悲心の見地」から、ということができたとしても、「非政治的」とはいい難かった。ナウマンにおいても、ヴェーバーにおいても、「自由主義」、及び「民主主義」、そして、国民主義は、みずからが志向する中心的な理念として共通に政治的認識が示されていた。であるとすれば、この認識と関連して、もう一つ重要な領域として、政治教育ということが不可欠な課題として設定されているであろう。

以上の確認を経て、ここで、両者の政治教育そのものに関する認識をとりあげることにする。両者は、共通の理念を志向しながら、共通の問い合わせにむきあって、それぞれに解答していることを以下に跡づけたい。二つの資料を中心的にとり上げよう。ナウマンについては初出 1918 年『救済』誌に発表した「若き友への講話」と題した 4 篇の論述(以下、「講話」という)を含む、『ドイツ国民国家』第 5 冊「政治教育」(Erziehung zur Politik) として 1918 年公刊されたもの<sup>29)</sup>、ヴェーバーについては 1919 年、学生団体の求めに応じた講演『職業としての政治』(1919) である。

#### (1) ナウマン「講話」

4 篇の「講話」は、概ね、それぞれ中心的な問い合わせが示され、それに対する応答という形式になっている。

第一講話：政治の教育可能性について。そもそも「政治は教えられるべきか」、教えられるとするなら、「活動的なドイツ国家市民」となることは可能か、この目標のための機関として政治大学を設立することは適切か。

第二講話：政治的演説について。ドイツの現代において、政治的演説がどのような意義をもつか、そして学びうるかどうか( Erziehung zur Politik ,S.11)。政治的演説家の職業 (Beruf) は、牧師、教師、

あるいは弁護士の一生の職業と比べて、何かしら同じ意味で一生の職業 (Lebensberuf) でありうるかどうか(Ebd., S.15)

第三講話. 今日は政治的政党の組織について、教えられるかどうか、どの程度教えられるかどうか (Ebd., S.17)。大規模な政治的総動員の日々の前の静かな選挙準備に関わる「助言者」として政党書記 (Parteisekretäre) という存在がある (Ebd., S.19)。この職業的政治家は、どのような資質と知識を身につけなければならないのだろうか?

第四講話: われわれの政治教育 (unsere politische Ausbildung) が既存の諸々の政治的党派に対して、どのような関係を保たねばならないか (Ebd., S.25)。

以上の構成の内容の全体は、ヴェーバーの「職業としての政治」と対照的と思われる。その対照性を際立たせるものとして、第一、第二の講話内容に次にふれよう。

ナウマンは、みずからのこれまでの活動実績をふまえるかのように、「政治」とは何か、について言及する。

「政治が、ひょっとして、たとえば公民科 (Staatsbürgerkunde) のようなものであるはずならば、それは教えられるでしょうし、どの人にも、ある程度は才能ある人にも教えられるでしょう。その時に政治は、公共生活の郷土科であったり、憲法、法律、行政、国家予算、地方予算、農業法、商法、営業法、社会保障法、あるいは、それらの類似物に関する基本概念の伝達です。こうした場合に重要なことは、志向 (Gesinnungen) を教えることではなく、事実的な材料を学ばせることです。このような国家市民科を、学校教育として考えれば、教授準備という点で不都合であるでしょう。なぜなら、学びに要する時間と能力よりも、はるかに多くの事物が存在するからです。その充満する事物から、何を把握すべきでしょうか。この国家市民科では、何が重要でしょうか、何が二次的なのでしょうか、何が付随的なのでしょうか。誰が十分に学んだ、といつ言うことができるでしょうか。この科目では多くの学問領域が合流していることでしょう。(よって) 人は、歴史家であり、地理学者、経済学者、統計学者、法律家、国際法学者、行政家、財政家、貧民救済家、そしてこれら以外の何者かでなくてはならないわけです。政治とは、知識として受けとめれば、個々の専門以上ということでしょう。国家に関連する生活知識です。(改行) したがって、会場の皆さん、皆さんの中にも、数ヶ月のうちに、政治が属すること一切を学ぶべきではないし、学ぶことはできないでしょう。また、100あるいは 200 頁で、知るに値するすべてが要約される一つの教科書が存在しうるかのように思るべきではないです。その種の概観書を与えるというあらゆる試みは、断片の書物にとどまるに違いないです。その書物は、必要であっても、けっして十分ではないです。私どもまた、私どもの企図する大学にあって、その種の補助的な教材を利用し、作成しなければならないですが、実際、私どもは、あらゆる教授は自己学習のための導入、案内に過ぎないということを、はじめから銘記したいです(Ebd., S.5-6)」。

学校教育においてすでに存在する「公民科」との対比で、「政治」という領域が膨大であることが、この講話の冒頭で以上のように強調されている。であるゆえに、教える対象として断念すべきである、と導くこともできるかも知れない。が、ナウマンはそうは捉えない。「導入、案内」に過ぎないのであれば、と限定づけて「教えられる」という解答を導いている。

そのうえで、そのような「政治」は「学んだ教育 (gelernte Bildung) なしにはありえない」(Ebd., S.6)

という。なぜならば、「政治は、一つの技術です。能力と政治的生活態度が国家において自由創造がゆるされるかにしたがって、たしかに、より高度か、あるいはわずかな技術があるでしょう。しかし、技術は生まれながらのもので習い性になるのではなく、まさに教育によってのみ活動能力が身につけられるのです」(Ebd.,S.6)。ここに、「政治的なるもの」についてのひとつの概念規定が示されている。技術以外に何があるか、その点はこの講話全体のなかで明確には語られていない。ナウマンは政治が技術であるという点に問題関心を集中させている。「政治それ自身では知識ではなく、能力と意欲です」(Ebd.,S.6)、こう捉えたうえで、誰もがそのような能力と意欲をもっているか、とかれは問う。そして、「人間の共同体を形成することにむけた衝動を知ること」の重要性を指摘する。けれども、その一方「非政治的な人間」(unpolitische Menschen) もたしかに存在することに、ナウマンは注意をむける。「人生を芸術、あるいは演劇のように享受しようとする美的人間」や、「空想家」などについて指摘する(Ebd.,S.7)。こうした人間が存在するように、誰も政治的才能を有するというわけではない、とかれは強調する。そのうえで、「政治は、それに対して才能ある人々に教えられかどうか、教えられるとすれば、どのように、という点だけをわれわれは問うことにします」。このように政治家的人間の教育可能性を明らかにし、次いでナウマンは技術としての政治的弁論についてとり上げる。

第二講話では、第一講話をうけて、次のようにはじまっている。「会場の皆さん！諸君は将来の政治家(werdende Politiker)であって、みずから的能力を公的生活の奉仕に捧げようと覚悟があるでしょう。そして演説に関して、国民指導、国家指導の職人道具 (Handwerkzeug) として傾聴することを求めているでしょう。私は最初からそのような立場に立っています」(Ebd.,S.11-12)。そのように、聴衆者と講話者との立場とその目的を明確にし、次のようにナウマン語る。

「政治的演説について論ずるために、まずもって最善なことは、はるかに過ぎ去った時代の精神、すなわち、古典古代の諸民族までさまい立ち返ることです。と言いますのも、以前にも、以後にも、国家のための演説は、古代ギリシャ・ローマの（貴族主義的な）共和国におけるほどに重要だったことはありません。そこにおいて、われわれの前に生き生きと立ち現れますのは、偉大な演説家です。ペリクレス、リシアス、イソクラテス、デモステーネス、カトー、グラックス兄弟、アントニウス、リキニウス・クラッス、ブルータス、そしてとりわけキケロその人です。このような人々は、その跡を継ぐ世代の政治家の模範 (Vorbilder) としてみなされるでしょう。後者は、われわれの目的にとって、主要な事項です。古代において、政治教育の方法 (eine Methode der politischen Schulung) が存在しました。教育のその他の部門がなお放置される一方で、この政治教育は大事にされたのです。なぜなら、国家はその市民の意見に依拠するものだったからです。国家に影響力を行使しようとする者は、国民精神の方向 (die Richtung des Volksgeistes) を導くことを理解しなければなりませんでした。すなわち、国内政治、外交政治の重大な素材を国民に分かりやすく国民を導くような文章でどのように表現するか、という技術を認識しなければならなかつた、ということです。明らかに、それはまさに弁論の学校 (Schule der Beredesamkeit) です。しかし、実際には、その学校から、あらゆる政治的諸徳、義務、正義、習慣、そして目標が生まれるのです。ひとたびわれわれが政治学校 (politische Schule) を開設することになれば、そこで、何日もの夕べにおいて、デモステートスやキケロの書をドイツ語の訳で身近に読まなければならぬでしょう。

広範な国民大衆が共同統治 (Mitregierung) に参加するようになる場合に、世界史のプロセスにおいてはつねに政治的弁論術 (die politische Redekunst) が重要になります。諸侯の内閣政治、高齢の外交官の秘密政治は演説を必要とはしませんでした。けれども、国民国家と国民政治(Volkstaat und Volkspolitik)は、演説なしには成り立ちません。1848年は、政治的演説家の年でした。同様に、この年は、ドイツ帝国の発生の年号です。パウロ教会において、何が語られたか、シュタール、ビスマルク、ラサール、ベニッヒセン、ヴィンドホルスト、ラスカー、リヒター、シュトッカー、ベーベルたちが国民意志の定式者、表現者 (Formulierer und Aussprecher des Volkswillens) として何を導いたか、という点について、われわれは学ば(studieren)なければならないでしょう。同様に、外国の演説家たち、ピット兄弟、パルマーストン。グラッドストン、ガンベッタ、ジョレス、コシュート、デーク、アンドラッシー、これらの人々もわれわれは注意をむけなければならないでしょう。かれらがみずから理想を諸国民にどのように伝えたか、いかなる理想に出会ったかを、かれらから学ぶ(lernen)ためです」 (Ebd., S.12-13)。

以上の内容から、本稿の主題との関連で次のことが着目される。第一に、「弁論」は古典的な来歴があること。具体的に、キケロなど「偉大な弁論家」が存在していたこと。第二に、かれらは「弁論」によって、「国家」のために、そして「国家」に影響力を与えようとしたこと。それによって、「国民精神」を導くことが期待されていた。第三に、ドイツ自由主義にとって記念すべきとされる、1848年フランクフルトのパウロ教会に帝国各地から参集した会議は「政治的弁論者」の出来事として意味づけられ、「国民意志」の定式者として何が語られたか明らかにする必要がある。国民が「共同統治」する民主主義的な「国民国家」の成立には、「弁論」の技術は不可欠である。第四に、以上の経緯を振り返れば、政治家になろうとする者にとって、「弁論」は不可欠な技術であること。その点で「政治教育の方法」として「弁論」は意義づけられる。

このように直接聴衆に語りかける「弁論」の重要性をナウマンは説明する。そのうえで、現今新聞ジャーナリズムの普及との関連にふれる。みずからも『救済』誌を刊行してきている。読まれることによって、政治的意を伝えることが重要ではないか。ナウマンはいう。

「たしかに、政治的弁論の最善の時代は過ぎ去ったかのように、時に見受けられる。というのも、新聞は、演説と聴講を不必要にしています。キケロはあらゆる新聞の前の時代に生きていたのです。ベルンハルト・フォン・クレボー、ベルトホールド・フォン・レーゲンズブルクのような中世の偉大な国民弁論家は、印刷物と競争する必要はなかったのです。しかしながら、今日のわれわれの場合には、これまでに読まれたことのないものはほとんどない。新聞記者たちは、何十万の人々に対して、自分の椅子から立ち上がることなしに届けるのです。したがって、若い政治的能力の持ち主も、新聞活動にもまた親しむようにしなければならないです。しかし、その場に居合わせる人々に直接に語ろうとする人は、概して良質の新聞論説を書くことができます。多くの人々と対面で会う親しさから生み出された、書き込まれた自然さと直接性が、この人から生まれるからです。政治的に教育しようとする者は、新聞社説よりも政治的演説を概して優先するはずです(S.13)」。

新聞ジャーナリズムにおいてさえ、その文章の成否は、「多くの人々と対面で会う親しさから生み出された、書き込まれた自然さと直接性」ではないか、と演説を成り立たせる直接的対面性とのかかわ

りをナウマンは指摘する。こうした「自然さと直接性」という演説の側面にナウマンが掘り下げ以下のように語る。

「昔は、人類は詩人の中で正気を取り戻し、言葉を発するようになると言っていたものですが、今日では詩人の一派でしかありません。というのは、われわれの詩人が政治思想の形成の先駆者であることはまれだからです。かれらに代わって登場したのは、国民的演説家 (Volksredner) です。皆さんのが仲間になろうとするものです。村や都市の思想の覚醒者であり、担い手です！諸君は国民に向けて演説しようとしていますが、その場合、強いられた聴衆に対して語ろうとするのではありません。自由な意志の聴衆に対してです。生徒に対してではなく、成人に対してです。巡回する演説者として行き来しようとします。自分の言葉以外何も持っていないたくないのです。というのも、言葉は何かしら価値があるに違ひないです。研ぐこと、刻むことを必要としています。言葉は武器であるに違ひないです。ふるいたたせ、論理づけ、夢想させ、計算させ、そして道徳なのです。言葉は、人生のように彩りがあるに違ひないです。嵐のように激しくもあります。夕刻の息吹のように穏やかでもあります。— すべてこれらは、その時その時にふさわしい姿です。もしも誰か考えるとすれば、そのようなことは苦もなく実行できるでしょう。その人は、天才でもないし、愚鈍でもないです。前者の場合、学校を必要としませんし、後者の場合は、いかなる学校もその者には無縁です。けれども、才能があり中間に位置する諸君は養成すること、矯正すること、鼓舞することを必要とします。ですから、学校は諸君を呼び寄せるでしょう。国民にむけてどのように語りかけるか、ということについて諸君とともに熟慮するためです」(Ebd.,S.14)。

「国民にむけて」直接的に語りかけることについて、ナウマンは以上のように「ことば」の力にふれながら、記している。その国民について、かれはいう。「国民というのは政治的で、社会政策的な真理と明確性とを渴望しているのです。なぜなら国民は、理解し難い高踏的な外来語でしばしば丸め込まれていたり、筋の取らない如才なさにしばしば辟易したり、虚偽にしばしば迷わされたりするからです。— 国民は渴望しているとともに、不信感を抱いているのです。みずからを守るために、国民は不信感を抱かざるを得ないです。ですので、今や、あなた一人だけで、あなたが知らない多くの人たちのグループのもとに行ってみるべきです。そして、あなたに関して、あなたが税について、家畜について、あるいは労働問題などあなたが演説しようとすることだけを知っている多くの人たちのグループのもとに、行くべきです。あなたが、前もって何ほどか武装していないとすれば、そのような道に対してあなたは心配でないどうか、言ってくれますか？健全な学校教育が必要ではないのかどうか？」(Ebd.,S.11)。ナウマンは、このように「若い友人にむけて」期待感に満ちて「弁論」に卓越した政治家となることを誘っている。この第二講話の最後で、「政治的弁論家」の「職業的使命」(Beruf)について言及する (Ebd.,S.15)

## (2) ヴェーバー『職業としての政治』(1919)

ヴェーバー『職業としての政治』はナウマンの「講話」(1918) とほぼ同時期に発表されたが、大戦終結直後という点で大きな状況に違いがある。講演実施 (1919.1.28) の同年に刊行された。すでにこの「講演」については、よく知られているので、本稿では共通性、とりわけ「職業政治家」の役割に対する期待感とは別に、際立った対照性について、その要点のみふれておこう。

第一に、聴衆（読者）の期待に反するかもしれないと断って、「どういう政治をなすべきか、どうい

う内容をわれわれの政治行為に盛るべきか、といった種類の問題」は除外する、としている。ナウマンが「講話」で一聴衆者（読者）の実践的な関心を想定し、それに沿う形で一はじめから当為的な問い合わせを自覚的にとり上げているのと対照的である。ナウマンは、第一「講話」の終わりでは、「國民というのとは政治的で、社會政策的な眞理と明確性とを渴望しているのです。…ですので、今や、あなた一人だけで、あなたが知らない多くの人たちのグループのもとに行ってみるべきです」というように、ナウマンは当為のことばで奨励していた。このような実践的な提言が、第四講話まで基調になっている。対してヴェーバーは、講演最後においても、「どんな事態に直面しても「それにもかかわらず」と言い切る自信のある人間。そういう人間だけが政治への「天職」を持つ、といい切って締めている。全体を方向づける基調は、徹底した事實関係の実証的な内容と、理論的な宣言である<sup>30)</sup>。

第二に、「政治」とは何か、という問い合わせをとり上げて「権力の分け前にあずかり、権力の配分関係に影響を及ぼそうとする努力」であると規定している。その場合の「権力」は、別の目的すなわち、「高邁な目的また利己的な目的」のための手段とするか、それとも権力をそれ自体のために追求するか、そのどちらかである、とヴェーバーは捉えている。「高邁な目的」を設定した場合でも、「権力」を求める、という規定は不可欠なものとして、ヴェーバーは捉えている。そのうえで、「政治をおこなう者は権力を求める」と捉えている。こうした規定をふまえて、ヴェーバーは政治家の個人的的前提条件を二つ挙げている。第一は、権力感情、第二は、倫理的領域に関する資質能力（「情熱」「責任感」「目測力」）、である。対するナウマンは、「講話」では「政治」は「技術」であるという側面を全体的に強調している。そのなかで、「共同体」（Gemeinschaft）に関する技術として、とりわけ「弁論」の技術が掘り下げられている。その場合、人間の人間に対する支配の関係をもたらす権力的要素については、もともとナウマンには一本質的なものとしても、付随的なものとしても重視されてはいないのでこの4つの講話ではとり上げられていない。

第三に、政治的支配者に支える「職業的政治家」（Berufspolitiker）という存在の「登場」について。この点で、ヴェーバーは二つのポイントを指摘している。一つは、かれら何かしら教育機関を通じて養成されたというのではなく、「闘争」を通じて「成長」（entwickelt）してきたこと。もう一つは、この「成長」についても、『職業としての政治』の基調に即して、歴史的事実を跡づける形で証明していること。そのなかで、一聖職者、文人、宫廷貴族、「貴紳」、「法律家」、弁護士、官吏、政党職員などとともに一「政論家」（der politische Publizist）、とくにジャーナリストも、その主要タイプとして特筆されている。古代アテネでは、「弁論」（Rede）の手段が用いられていたとその起源がふれられる。現代では、「選挙演説」とともに、「印刷された言葉」が効果的になっていると、指摘されている。ナウマンの場合には、この「成長」に関する点で際立った対照を示し、「講話」の冒頭、「政治」は学びうるか、教えられるか、と問題の提起をして、「演説」を武器とする政治家を養成する「政治学校」の開設を提案していた。

以上のように対比される。国家相互の間であれ、国家組織の枠の中であれ、審議ということ以前に、広範囲から「政治的指導者」を選出する、という形で政治的自由主義を理念としつつ、政治家がどのように形成されるか、という点で両者は役割分担するように、政治家という人間のあり方の異なる諸側面に着目している。その中で両者が共通する認識関心の部分に焦点化しよう。とくに「ジャーナリズム」についてのヴェーバーの記述である。政論家であるとともに、同時に、帝国議会議員を志向し、現にその立場として活動したナウマン自身のあり方に当事者的立場としてかかわる。

M. ヴェーバーの Fr. ナウマンとの対話的関係の一局面について  
—「倫理と政治」の関係性認識をめぐるヴェーバーの政治教育認識の批判的実践—

「本当にすぐれたジャーナリストの仕事は、学者の仕事と少なくとも同等の「才能」が要求されるということ、— 職業柄かれらは命じられればその場で記事を書き、まったく違った執筆条件の下でも間髪を入れず活動しなければならないところから、特に右のことがいえるのだが—このことは誰にも分かっているとは言えない。ジャーナリストの責任の方が学者よりもはるかに大きく、責任感の点でも、誠実なジャーナリストになると、平均的にみて学者にいささかも劣るものではなく、一戦争の経験からも分かるように一勝ってさえいるということ、この点もほとんど完全に無視されている。…ここでわれわれに关心のあるのは、ジャーナリストという職業の政治的運命と、政治的指導者の地位につけるチャンスがジャーナリストにどれだけあるかという問題である」。

「政論家」、ジャーナリストについてのこの記述は、他の部分と同様に一名高い歴史的人物は別として—特定の人格が名指しているわけではないが、ナウマンその人のことを想定することもできるかもしれない。ヴェーバーに仮にその意図がなくとも、ナウマンの立場に対する共感としてもうけとめられる。

以上のように、ヴェーバーの『職業としての政治』(1919) とナウマンの「若き友への4つの講話」(1918) それ自体として一両者の当時での意識的な相互理解とは別に一対比してみると特徴的な様相を把握できる。すなわち、実践的な奨励 (ナウマン) と理論的実証的な言明 (ヴェーバー) という形式上の違いはあっても、青年にむけた政治論という点という外形を示し、受容する側に即せば、青年たちにむけた自己陶冶の促しとなっていること。この自己陶冶は、教育ということばを用いれば、みずからがみずからに対して、という自発的な意志に働きかける自己教育 (Selbsterziehung) を他者 (ヴェーバー、ナウマン) が促す、そのような方向性をそなえた他者教育として期待されている<sup>31)</sup>。こう特徴づけられとすれば、—ナウマンがみずからの「講話」を著作の名称にしたように—“政治教育論” といってよい。そのような形式で、自由主義、国民主義という中心的な理念に立脚した共通する問い、応答を意識し、両者の間には、着眼点を違えて協働するという点で、対話的ともいえる関係性が事実として明らかにされている。

#### 4. M. ヴェーバーの Fr. ナウマンに対する「政治的な」問題提起—「政治と倫理」の関係性をめぐる—

ヴェーバーはナウマンとの間で、活動資金に支援する、あるいは療養時に慰問し激励する、といった友情関係とともに、知的認識において対話的な関係を示していたことが、以上のように本稿は政治教育認識の局面から跡づけられる。そのうえで、この対話的関係性について、なおも焦点化しなければならない点がある。先行研究でも指摘されていた両者のあいだに見出される“溝”的存在である。ヴェーバー自身、書簡(1897年6月19)のなかで、「私たち [ヴェーバーとナウマン] の最終的な理想と諸前提とはたがいに何重にも乖離している (weichen)」(MWG II/3.S.497) と語っていた。ここでは、その一方の面、ナウマンに対してヴェーバーはどのように否定的に問題提起したかに着目する。これについては、部分的に先行研究が基本的な事実を明らかにしてくれている。その知見をふまえて政治的領域に示された、二つの局面に着目したい。1) 「キリスト教社会派」 = 「国民社会派」の政党設立にかかわるナウマンの姿勢について。2) 大戦終了時までの第二帝政を担った皇帝ウルヘルムII世の統治—当時「個人的統治」と呼称されていた—、とりわけ戦争遂行責任をめぐるナウマンの姿勢に

について。本稿で主として明らかにしようとするのは、ナウマンの所見に対するヴェーバーの認識である。後者に焦点化するが、必要の範囲でナウマンについても跡づけてゆく。

1)について。「国民的・社会的な政党の結成にあたって」とヴェーバー没後に編者によって題された、議事録(1896年11月23日)でのヴェーバーの発言がある。そのなかでヴェーバーはナウマンの発言内容を対象に批評している。「もしも国民的な労働者政党の中に、労働者の上昇する諸階級を取り込むということであれば、これは間違いなく一つの進歩だと言ってよからう。その意味するところは労働者の解放である。すなわち、思想の自由。社会民主党は、マルクスの破産した体系をドグマとして大衆の頭に叩き込んでいるために、思想の自由なるものに我慢がならない。あるいは、良心の自由。…大衆の許に良心の自由は、言葉としてあっても実体としてはない。…あなたがキリスト教信仰をこの集会公認の信仰にしたいと思って、いま改めて良心への強制を課すようなら、完全にわれわれの席はなくなるだろう」。ヴェーバーは、このように述べて、マルクス主義政党及びキリスト教信仰それぞれを念頭に、「思想の自由」及び「良心の自由」の観点からナウマンが示そうとする立場に対して、一定の共感的な理解を示す。そのうえで、ヴェーバーは、ナウマンにも共有されている思想の傾向を見逃すこととはなかった。「もしもあなたが「倫理的文化」を想起させるあの慈悲心の見地に立とうとされるなら、あなたは政治の操り人形であるほかはない。…ナウマン氏がいかに非政治的な人であるかは、氏が議会から軍事力の決定権をとり上げようと考えているところからも察しがつく。…新党は市民的自由の国民的な政党でなければならない。これこそ我が国にない政党である。わが国にないのは民主政治である。われわれが、わが国の国民的、経済的な権力利害はこの党によって安全だとして投票し、この投票を通じてドイツの指導をその手に委ねられるようなものがわが国にはないのである。…「ポーランド人問題」の捉え方を見ても、あなたのところでは慈悲心(Miserabilismus)というあの非政治的な傾向(unpolitische Zug)が現れている。しかし政治は厳しい仕事(ein hartes Geschäft)である。いやしくも祖国の政治を動かす車の輻に手をかける責任をみずから負わんとするほどの者は、強靭な神経を持たねばならず、世俗の政治に携わるに当たって感傷は禁物である。世俗の政治をやろうとするほどの者は、しかしなによりもまず幻想に囚われてはならないのであって、現に戦われている、地上における人間対人間の不可避の永遠の闘争 (Kampf des Menschen mit dem Menschen auf der Erde) という基本的な事実を、まず認めてからねばならないのである」(MWG I /4,S.619-622)。

ヴェーバーがここで「非政治的傾向」として批判的にうけとめている「倫理的文化」を想起させるあの慈悲心の見地に立つということについて、2点補足しよう。一つは特定の思想運動を指していること。ヴェーバーのフライブルク大学教授就任講演(1895)でも言及された『倫理文化』誌の思想傾向を指している。ポーランド人の「流入」を押し返そうとする措置を「野蛮」と「倫理」主義的に同誌(1896)は判断していた(MWG I /4,S.620) <sup>32)</sup>。もう一つは、直接は名指してはいないが、ナウマン自身に即せば、当のナウマンの綱領資料の作成 <sup>33)</sup>以前に刊行されていた『労働者教理問答あるいは、真正なる社会主義』(1889)で主張されている内容を指している。「国民社会協会」という政党結成時の場面でもナウマンが拠って立つーとヴェーバーは捉えたーこうした「慈悲心の見地」は、かれの思想形成にかかわるもので、けっして皮相なものではない。この自著の前年の1888年には、「救いの家から」(Aus dem Rettungshause) <sup>34)</sup>という論考(『キリスト教世界』第2号、所収)を発表している。ハインリヒ、オットー、マックス、ベルンハルトという名を表記しての少年それぞれの特性理解ー感化施設の現場でともにし、指導してきた実践的経験を有する立場ならではの具体的な特性理解ーを示

M. ヴェーバーの Fr.ナウマンとの対話的関係の一局面について  
—「倫理と政治」の関係性認識をめぐるヴェーバーの政治教育認識の批判的実践—

しながら、若き日のナウマンはこの施設の総称「救いの家」(Rettungshause)の一つ、ラウエスハウス (Raueshaus) 特徴を次のように記述している。

「救いの家」の教育が家庭教育より優れているのはなぜだろう？「救いの家」には、教育学的に受け継がれてきた知恵があり、どんな親元でもかなわない教育精神の伝統があります。ここには、厳しさと優しさの均一性、通常は敬虔な願望にとどまる治療の一貫性、特に母親にとっての一貫性があります。ここでは授業(Unterricht)と家事(Hauspflege)が問題なく調和しています。すなわち、教師 (Lehrer) は同時に教育者(Erzieher)です。ここには少年少女の歌う喜び、遊ぶ喜び及び素朴な敬虔さの故郷があります。そのような故郷は両親の家では困難です。ここではよその悪い影響はほとんど例外のない確実さ [100%] で遠ざけられています。ここでは少年はみずから改善すること (Besserwerden)、正しい指導の下で非常に役立ち、癒される意識が重要であることを、いつ何時も、みずから感じており、知っています。(Aus dem Rettungshause, S.47)

救いの家と矯正施設 (Korrektionsanstalt)との違いはしばしば十分に記述されることはありません。矯正施設は罰しようとして、また罰しなければなりません。そこでは教育は最善の場合でも副業です。それゆえ、矯正施設にはなにか荒涼としたもの、不気味なものがあります。その廊下を歩いていくと、すぐに不安な雰囲気に襲われます。そこではたいてい灰色の壁、青い上着、及び憂鬱な、反抗的な顔しか見られません。救いの家は全く違います。それは罰する場所であろうとするものではありません。すなわち、その入り口の門に「古いことは過ぎ去りました。さあ、全て新しくしましょう！」と、見えませんが、書いてあります。ここでは、(少年少女を) より良くして、助けようとのみします。そしてその理由から救いの家では同情されるような悲しい表情は支配的ではありません。といいのは、そのような表情は、けっして少年少女を良くするものではないからです。救いの家は刑務所のようには見えません。そうではなく、木の陰に、よく手入れされている庭に囲まれて、心地良い家、静かで愛すべき故郷、家庭があります。そのような家、故郷、家庭を子供に提供できる両親は少ししかいません(Ebd.,S.52)。

創設者ヨハン・ヒンリヒ・ヴィヘルン (Johan Hinrich Wichern, 1808-1881)によってハンブルク郊外に 1833 年に創設され、その息子ヨハネス・ヒンリヒ・ヴィヘルン (Johannes Hinrich Wichern, 1845-1914) のもとで運営された「ラウエスハウス (Rauhes Haus)」は、少年感化施設「救いの家」の一つである。1883-1885 年の間、「上級奉仕員」(Oberhelfer) として働いた若きナウマンは、数年後 (1888 年)、このようにラウエスハウスを含む「救いの家」の特徴を、「矯正」施設と対比しながら、自分たちの場所が、少年少女たちにとって、「教育」施設であるとともに「家庭的」生活を提供する施設であることを強調している。そして、この論稿の最後には、そのような「救いの家」が「国民教育」(Volkserziehung)として意義づけられると指摘する(Ebd.S.55)。政党結成時に示されたナウマンの思想傾向としてヴェーバーが称した「慈悲心の見地」は、直接的には「綱領」についてものであるが、その思想の形成という観点から捉えれば、施設での実践という経験的事実に立脚した以上の教育思想が根底に横たわっている。

## 2) 皇帝ヴィルヘルム II 世の「退位」をめぐって

ドイツ帝国皇帝ヴィルヘルム II 世およびその統治をナウマンが擁護し、その統治とナウマンの姿勢

に対してヴェーバーが批判的であったことは、『政治論集』に収録されたナウマン宛書簡によって、研究史ではよく知られている。下記の 1906 年 12 月 14 日の書簡は、「全集」で確認しうる限りでは、もっとも早いものである。「世界政策」の名の下で海外膨張政策を推し進める皇帝ウルヘルム II 世の「統治」についてヴェーバーは話題にしている。「なにかしらの意味で、“民主主義的”で、しかも、同時に“国民政治的”(nationalpolitische)な理想を重んずる人、あるいは政党であるならば、この統治—その継続は、われわれの世界的立場の全体をなんらかの種類の植民地問題としていつそう晒す—に対する責任をひき受けはならないでしょう」と記して後、ナウマンとの隔たりについて、ヴェーバーは次のようにいう。

「皇帝の個人的威信を貴兄がどのように擁護(decken)したがっておられるか、その方法—どのような理由からか私はまったくよく理解しています—が私どもを分け隔てていること。このことは、貴兄もご存知でしょう。しかし、そのこと〔「世界政策」を推進するような皇帝の個人的威信を擁護すること〕は、今日もはや、内政の面でも外交の面でも、現実を考慮した政治ではけっしてありません。なぜならば、この〔男の〕威信は消え去っております。その姿を何年もかけて維持していくことは、私にとっても、無数の多くの人々にとっても、正直申して、もはや少しも可能なことではありませんし、とりわけ意味もなく、無駄なことでもあります。もしも貴兄にとって、そのことが可能であるとするならば、この書付は無視してください。面倒なことを申し上げたことをどうかお許しください。いつものように、衷心から友情をこめて(1906 年 12 月 14 日,MWG II/5,S.204-205)。

「現実を考慮した政治ではけっしてありません」という箇所について、全集注釈によれば、当時ナウマンは、1900 年『民主主義と皇帝制』で提示した“民主主義的な皇帝制”に対する希望をまだなお全面的に放棄せず、帝国主義的な世界政策を標識として皇帝と中道・左派勢力との協力関係を求めていた、と指摘されている (MWG II/5,S.205)。「現実を考慮した政治」ではない、というあり方が、この注釈が明らかにするように、他方、国制にかかわる「希望」の確保と一体になっていることに注意しよう。そして、この「現実を考慮した政治」ではない、というあり方は—ナウマン自身にあり方に対するヴェーバー評価 (1908 年 11 月 18 日ナウマン宛書簡) にもなっている—戦局との関連で、「皇帝」としての「退位」の問題として、ヴェーバーに把握されてくる。1921 年のマリアンネ編『政治論集』には「政治書簡」(全 38 通)が収録されている。その一部にナウマン宛 1918 年の 10 月 11 日、10 月 12 日、10 月 17 日、10 月 18 日、が収められている。大戦終結前で連合国側 (ウイルソン大統領)との休戦交渉が進行していることも文面から窺わせる。その 4 書簡は全集で確認される限り、この時期のナウマン宛のすべてである。それぞれの書簡内容の要点を、ナウマンの対応も全集注釈を参照しつつ、確認しつつ見ておこう。

10 月 11 日:「責任重大なこの時期に」政府が配慮しなければならないこととして、「弁明狀」を国民の前に提出することと、ヴェーバーはナウマンに伝える。重大な決定に導いた諸事実の確定と、情勢に対して責任をあらゆる個々の人物の確定とが、今すぐに始められねばならない、とヴェーバーは主張している。そしてベルリンで窺い知るのは、「阻止できないほどの無気力 (Nervenlosigkeit) に印象」と伝えた(MWG II/10,S.255-256)。かれ自身は「次の内政的課題」という題目で、10 月 17 日付の『フランクフルト新聞』で所見を公表した。「われわれは外国にむかって、一体われわれの政府が実際に代表しているのは誰か、声明を出さねばならなかつたのである」(MWG I/15,S.638) と指摘す

る。

10月12日

「現在の状況が君主に対して何を要求しているか、君主にはっきりものを言う君主の諸機関は存在しないのでしょうか？彼が君主にとどまる場合、このたびの出来事の後、彼にどんなおそるべき侮辱が迫っているか、小さくなつたドイツを首領として主宰することは、彼に可能でしょうか？名誉と尊厳を伴うことは不可能です。したがって、王朝と国土の利益には反するでしょう。彼が〔皇帝の座に〕とどまることが、ドイツに敵の不当な要求—ひとたび打ち出されれば、二度と世界から生じない不当な要求ですが—を引き出す前に、一将来の一切の前に一今であれば、十分に真の、同時に尊厳のある、退位する形式が、その後のことに先んじて見つけられるでしょう。彼は次のような声明を発することができます。「自分は正しかったと言う主張を断念することはできないし、しようとは思わない。一連の出来事から、辞職する。わが国の将来を妨げにならないようにするためである」と。彼はそれによって、みずからの尊厳を傷つけないで済むのです。私が恐れますことは、退位しないのならば、彼は後に不名誉になることでしょう。この君主制に対してシンパシーを抱こうともしも私が主張するならば、君主制の支持者でありますことを装わなければならないでしょう〔1918年10月11日のハンス・デルブリュッケ宛ヴェーバー書簡、及び1918年10月17日のナウマン宛書簡参照〕。けれども、私は、歴史の前で、国民と帝政との利益において、皇帝にふさわしい統治の終焉を、彼に願い、望みます。そのことを必要な強調をもって申し上げる人々は存在するに違いありません」。

ヴェーバーは、「擁護」するナウマンに対して、1918年、以上のように「退位」することが急務である旨を明確に伝えている。「後に不名誉になる」という事態について、全集の注釈によれば、実際、すでに10月半ばから政治及び世論の雰囲気はヴィルヘルム2世に対して著しく、10月14日ドイツ政府に宛た連合国ウィルソン第二回答覚書が広く知られて後、休戦ないしは和平交渉にとって厳しい障害として王冠への執着があったという。MWG II/10,S.262.皇帝「退位」についてのヴェーバーの所見は、単に世論の動向を反映したというのではなく、かれ自身の政治認識に根ざしているであろう。

10月17日

ナウマンもヴェーバーに対して政治的軍事的状況を二つの書簡で伝えていると、全集の注釈(MWG II /10,S.272)は明らかにしている。第一。11日のヴェーバーからの書簡に関連して、15日付けでドイツの休戦嘆願に関する責任の件で、自分(ナウマンは)10月13日に次のようにあらためて要求した。すなわち、最終的な決断がなされる軍事的な発言は正確に、本人の署名される議事録に載っていかなければならない、その要求は、実行されるだろう、このようにナウマンはヴェーバーに伝えた。11日のヴェーバーからの書簡で伝えられたベルリンで支配的な「阻止できないほどの無気力」の印象については、ベルリンでそういうことはないとナウマンは指摘した。なぜならば、連合国(の)ウィルソンに宛てた休戦嘆願の工程全体は、多数派委員会や帝国官房の特定の人格からではなく、直接的に司令部からもたらされているから。第二。16日のナウマン遺稿文書から。誰がこの退位の案件で皇帝に影響力を行使できるかについて探査していることをナウマンはヴェーバーに伝え、1897-1916年まで帝国副宰相だったクレメンス・フォン・デルブリュック(1856-1921)などの具体的な氏名を列挙している。ナウマンの評価によれば、もっとも困難な一つは、皇太子も同様に退位しなければならないことだと伝えた。以上のような経緯をうけて、ヴェーバーはナウマンに書簡を送った。

「皇帝が退任することは、中心的な問題ですし、そうあります。変化した状況を耐え忍ことができないという声明を発して、退任がただちに起こったならばどんなにか望ましいでしょう！ 今や、私の認める全て[10月14日ドイツ政府に宛てた第二アメリカ回答覚書は、この点で、覚書の言葉がフランクフルト新聞（1918.10.16,287号）のドイツ語訳で書き留められたものとして知られている。覚書は、その軍事的、政治的の要求のゆえに、ドイツの公衆に対して、あるショックを与えた。その内容については、10月11日のハンス・デルブリュック宛書簡]は、厳しくなっています。しかし、それ[退位]は起こらなければなりません。皇帝は、威儀をもって王座に止まることはできないでしょう。私たちがそれでやはり確保したいと望む王朝を傷つけることになるでしょう。その場合には私は主張しつづけます。退位の形式は、皇帝個人の威儀を守るに違いありません。かれは、明確に次のように宣言することができるはずです。「私は本意ながら法と名誉にかけて闘った。この責任を引き受ける覚悟がある。けれども、運命は私に逆らった。かれが適合しない国内および国外状態を新たに秩序づけるに際して、国民を妨げないようにするためにも、私は責任を取ることとする」（改行）このことは[退位]は起こらなければなりません。道徳的責任、それが皇帝自身のものであれ、国民のものであれ、その告白は、声明のなかには存在しません。かれが重大な種類の政治的な過失を犯したことは、今日では誰も争うことはできないでしょう。それについての帰結を、かれは負わねばならないでしょう。それとともに、かれも、国民も、威儀のうちに生きることができます」。

「退位」は起こらなければならぬとしたうえで、その場合、「道徳的責任」ではなく、「政治的な過失」によるものと、ヴェーバーは明確にここで言明している。この書簡では、その判断理由はとくに明示されてはいないが、全集の注釈によれば、1918年10月11月フランクフルト演説において、戦前、戦中のドイツ政治にかかる重大な過失、すなわち、国民戦争時代の対イギリス外交、無制限潜水艦戦争の宿命、1917年5月におけるケレンスキーグovernmentの和平努力に対する非協力、ブレスト・リトヴィスクの軍事的に強制した平和条約、をヴェーバーは指摘した（MWG II/10, S.273）。

10月18日

この日の書簡が、確認されるかぎり、ナウマン宛ての最後になる。ヴェーバーの主張は、これまで同様に「退位」を自発的にいかに促すか、という点であった。その主張は、下記のように変わらないが、ナウマンのうけとめは変化している。

「この[退位]歩みを進めることができるのは、帝国宰相王子[バーデンのマックス]であるに違ひないです。誰が他にできるでしょう。けれども、もしも可能であれば、軍隊と連絡を取って、できるだけ早期にです。さもなければ、退位の歩みは敵によって強いられるでしょう。君主の王座のために、お情けのパンがウィルソンによって与えられたとしても、かれは一王朝とともに一名譽を失うでしょう。かれ（とその息子[プロイセンのヴィルヘルム皇太子]）が、かれらの振る舞いの正しさを断念することなしに、自発的に[退位]を進めないとすれば、事情は反対です。革命的で共和主義的な実験については、ドイツではいかなる理性の人間も何も期待しないでしょう。そうであるなら、王朝の存続が一権力のない状態にあって、まずは摂政職が必要と私は認めますが一すでに不可能になった王朝の代表者の犠牲とともに確保されることが、その死活問題でしょう」。

この書簡の前、10月16日にナウマンはヴェーバーに宛て、皇帝ヴィルヘルムII世退位問題について

て書簡を送り、そのことを進言する適任者の一人としてデルブリュックなどの名を上げていたことを前記したが、後、10月21日にナウマンは、そのデルブリュックに宛て、所見を伝えている。「私はドイツ史と国制に見地から、ドイツにおいて帝政が維持されることを望んでいます。貴殿にお贈りした私の近著は、『国民国家における皇帝』です。昨年バイエルンの山中で貴殿に手紙を書きましたときには、私は当の人物の交代など考えておりませんでした。しかし今日、この政治的理想的ために、緊急かつ重大な懸念から私は懇願せざるを得ません。王冠を持つ者が、忠実な名誉のために任命された当局から、自身と長男のために国家のさらなる指導権を放棄するよう、早急に、そして現在可能な限り独立して助言 (Rat) されるよう、ここに懇願する次第です」<sup>35)</sup>。書簡中の1917年刊の『国民国家における皇帝』には、「共和制、もしくは君主制?」という節の後、「無答責」と名づけられた節を記述していた<sup>36)</sup>。その論述と照らし合わせば、ヴェーバーの10月18日の書簡の後、10月21日に「退位」を自発的に促す働きかけをナウマンはおこなったことになる。

以上の1)、2)のように、ヴェーバーのナウマンにかかわる文書を見ることができる。学会での発言、書簡という文書の形式は異なっているが、いずれも、ナウマンにむけた所見が示されている。その所見が示している特徴について、次に4点指摘しよう。第一に、ナウマンに対する友情関係は、学会発言(1896)でも、書簡(1918)を通じても持続して、その対等性を基盤にした対話的な関係がここでも実践されていること。第二に、その関係を維持するなかで、ヴェーバーはナウマンに対して、学会発言でも、書簡でも、共通の問い合わせを重んじていること。行為そのものであるよりは、行為の結果に対する責任のあり方を問いかけている。学会でのこの場合についての「現実を考慮した政治ではけっしてありません」という指摘は、その種の問い合わせである。否定的な解答という点では批判となっている。書簡を通じて、皇帝の「退位」の必要を指摘することも、同様である。第三に、その場合、ヴェーバーがナウマンに問いかけているのは、行為一般、あるいは、行為の結果に対する責任一般ではない。個人であれ、複数の人間による集団的行為であれ、政治の領域において出現する行為とその結果に対する責任を問いかけている。1)については、福音社会派という宗教的団体を母体にするとはいえ、政党結成(1896)という明確な政治領域での発言である。2)については、書簡(1918)でヴェーバー自身言及し、ナウマンにも確認(米国大統領ウイルソンとの休戦交渉案件)を求めているように、対外的にも、国内的にも、戦争遂行の最高責任が問われる現皇帝の政治的な行為とその結果をどううけとめているかを、ヴェーバーはナウマンに対して問題にしている。その問題認識は、持続し、集中的で執拗でもあった。一貫して親愛の念に枠づけられていたにせよ、一部には批判的な様相として、うけとったナウマンには印象づけられたかもしれない。両者の親密な関係性と、一連の書簡の内容事情をマリアンネは適切にも理解し、『政治論集』の「政治書簡」を編集していたかもしれない。こうした、以上の三つの特徴をふまえて、もう一つ、重要な特徴を指摘したい。第四に、ナウマンにむけた問い合わせ(問題認識)は、ヴェーバーにとって“政治的なるもの”の本質にかかわっている。「世俗の政治をやろうとするほどの者は、しかしながらよりもまず幻想に囚われてはならないのであって、現に戦われている、地上における人間対人間の不可避の永遠の闘争 (Kampf des Menschen mit dem Menschen auf der Erde) という基本的な事実を、まず認めてからねばならないのである」というヴェーバーの所見をここでも引用しよう。これは、個別の具体的な事案に限定された一つの所見という扱いは不適切である。ヴェーバー研究者では周知のように、ヴェーバー自身において持続的に抱かれる確信的な言明であった。しばしば指摘されるように、ホップスを想起させる。事実認識とともに、

仮説的な要素を含むとはいえる、重い言明である。とすれば、直面する文脈との関連でどのように、か  
れの主張を導くことができるか。“政治的なもの”の権力性の発現、もしくはそれによる闘争の可能  
性を認識することが不可欠である、けれども、もしも、その認識なしに倫理的な理想を追求した場合  
に結果的に権力的な事態の結果を蒙るとするならば、その権力的な事態の結果をひきうけなければな  
らない—こうした主張であろう。「自発的に〔退位を〕進めないとすれば、事情は反対です。革命的で  
共和主義的な実験については、ドイツではいかなる理性の人間も何も期待しないでしょう」というと  
き、この「革命的で共和主義的な実験」とは、権力的な行使によって敗戦後ドイツ国内において引き  
起こされる、と予想される事態を指している。ここには、「倫理と政治」、あるいは倫理と権力の関係  
性について問う、ヴェーバーの厳しい現実認識が明らかにされている。倫理理想を排除するわけではない。  
けれどもこの理想のみをもってして政治的実践はおこないえないという認識が示されている。  
その認識態度—価値と現実とを原則的に識別する態度—は、一面では「幻想に囚われ」まいとする現  
実認識であるが、両者のあいだに示される「乖離」あるいは“溝”は、それだけだったろうか。より  
積極的に、価値判断に関する課題領域ではどうであったか。

## 5. M. ヴェーバー政治教育認識の批判的実践—Fr. W. フェルスターとの比較における Fr. ナウマン の「倫理と政治」の関係性の問題—

さて、以上の迂路とも思われる事実確認を経て、ここで本稿の中心的な問い合わせに直接にむき合うことができる。ヴェーバーはナウマンに対して、親愛の念をもって対話的な関係を確保しながら—それゆ  
えにこそ、かもしれないが、遠慮のなく立ち入るほどにナウマンにとっては辛辣な批判ともうけとめ  
られるほどに一批判的に、具体的な内容に即して問題を提起していた。その問題は、ナウマンにと  
ってけっして派生的な個別の事案ではない。帝国議会を通じて政治的自由主義を尊重するとともに、  
1870 年以降、統一的なドイツ皇帝の統治を尊重する、こうした国制においてどのように「国民国家」  
を構築するか。しかも、国内における「弱者」の存在も国民形成の課題として視野に入れながら民主  
主義的な国民をもって構成される「国民国家」をどのように構築するか。このような同時代の課題に  
ナウマンがむき合っていたとすれば、ヴェーバーのナウマンに対する問い合わせも、同等の重みをもつ  
て具体的に迫るものだったに違いない。本稿はそのように予想してきている。ヴェーバーによるその  
問題提起は、一体どのような意味を示していたか、本稿の最後に究明することにしよう。

ヴェーバーのこの問い合わせで主題となっているのは、「倫理と政治」である。その事項に着目しわれ  
われがただちに想起するのは、著名な『職業としての政治』(1919) である。そのなかの「最後の問  
題」として論じられる「「課題」(Sache) としての政治のエーテス」(MWG I/17, S.230) に関する  
部分である。より限定していえば、まさに「倫理と政治との実際の関係はどうなっているのか」(S.233)、  
という問い合わせが示され、それに詳細な応答が続く部分である。かの信条倫理的方向づけられる場合  
と責任倫理的に方向づけられる場合についての説明(S.237f.)もここに含まれる。その概略の説明は、  
ここでは不要である。以下に注意をむけるのは、ナウマンと、ミュンヘン大学の同僚として言及(S.240)  
されている Fr. W. フェルスター (1869-1966) である。両者に対するヴェーバーの認識態度が、どう対  
比されるか。

フェルスターは、1918 年『政治倫理と政治教育学』(『公民教育』の第 3 増訂版) を著した。「今後  
のドイツ諸課題を考慮して」といった副題が付記されている。1914 年からミュンヘン大学の教育哲学

の正教授となっている。「平和主義」を代表する一人として当時からすでに同大学内で一方の学生たちから支持されていた (MWG I /17,編集者注、S.115.)。ヴェーバーもそのような精神状況を承知している。「職業としての政治」では、「その著作のなかで、善からは善のみが生まれ悪から悪のみが生まれるという単純な命題によって、今述べたような困難が回避できると信じている」と、批判的に距離をもってふれられている。「困難」とは「信条倫理も結局は破綻を免れないようと思われる」 (MWG 1 /17,S.240) と述べた事態を指している。ヴェーバーがふれる箇所は、同書、第 4 章「国家と道徳律」中の第 4 節「マキュアヴェリズムの誤謬者たち」のなかの記述 (S.202) である。「善からは善のみが生まれ悪から悪のみが生まれる」ということを肯定したうえで、根本的な真理として明確にしなければならない、とたしかにフェルスターは論じている。この点について補足しよう。第一に、フェルスターの思想的経歴について。政党立ち上げの現場でナウマンを批判 (1896) とする際、該当する思想運動的な立場として言及していた『倫理文化』 (Ethische Kultur, Wochenschaft für sozial=ethische Reformen) に執筆するとともに編集協力者でもあること。第二に、1918 年の本書において、公民というドイツ人民を対象とした国民像を提示するとともに、それ以上に、理想とする「政治家」像について中心的な主題として明確にしている。国民にとって「教育者としての政治家」でなければならないとも主張している<sup>37)</sup>。こうした重点移動は、目次の構成によってうかがえる。第三に、その政治家像の成り立ちに関して。単に素朴に信条倫理的に、倫理的理想的を主張している、というよりも、マキヤベリについての認識をもちつつ、そのうえで、ヴェーバーがいうように「困難」を回避できる、と主張していること。そして、その立場から「政治と倫理」の関係を問うことを予想させる書名としている。

こうした諸特質をフェルスターは著作、週刊誌等の出版物で際立った形で示している。その諸特質について、細部についてともかく、大筋は、ヴェーバー自身も認識しているであろう。こうしたことでも考慮すれば、フェルスターは、ヴェーバーによる信条倫理批判にかかわる、単に導入的な参考対象にとどまらずに、ヴェーバーにとって正面からむき合わねばならない主たる対象として身近に現前しているのではないのか<sup>38)</sup>。政治教育、とりわけ政治家、政治指導者はどのような人間類型であることが期待されるか、そのような人間類型はいかにして形成されうるか—こうした問いは、ヴェーバーにとってと同様に、フェルスターにとっても、同時代の自国の喫緊の重い課題であるとすれば、当の書物—「政治倫理」の表記があり、主題にしている！—をより本格的にとり上げて正面にむき合い対決しなければならないのではないか。

しかし、事実は、そうではない。

ヴェーバーが『職業としての政治』での論理展開を越えて、生涯の後半 20 数年を通じて、正面からむき合って、しかも一対一の対話的な関係を保ちながら批判的であり続けたのは、すでに見たようにナウマンだった。なぜか。

その一つの断片的な状況証拠は、フェルスターに対する評価に示されている。「私の同僚である F.W. フェルスター教授—もちろん政治家としての彼は無条件に拒否するが、心情だけならば疑いもなく純粋で、個人として私も大変尊敬している—は、その著作のなかで」 (傍点河原) と紹介している。フェルスターは社会啓蒙的な関心をもった「学者」、「政治教育」を専門とする「教育学者」であっても、また、「平和」運動推進者であっても、「政治家」として、「職業政治家」として、ヴェーバーにとって現前しているのではない。こうした存在としては認知されていない。

そのようなフェルスターとの対比でいえば、ナウマンは一「慈悲心の見地」とヴェーバーに評される一「信条倫理」の主張者という以上に、それを含んだ形で、本質的に「政治家」「職業政治家」として現前している。その場合、われわれが注意しなければならないことは3つある。

第一に、人間のあり方に対するナウマンの問題認識。政治の領域において、「地上における人間対人間の不可避の永遠の闘争」の可能性、あるいはその現実が展開するという事態に対して、ナウマンが十分な認識を有していないと、ヴェーバーは判断していること。「乖離」(MWG II/3, S.497) というかの自覚の重要な部分を占めるに違いない。

第二に、ナウマンが事実として「政治家」であるのみならず、理想とする理念をめざし、その理念に相応しい「政治家」であろうとしたこと。その場合、単に職業的政治家であろうとするのみならず、『弁論術』の著述が示すように、自発的従者との関係性を重視する政治分野での指導者たろうとしていた。とりわけ自由主義であるとともに、「民主主義」を実現する、そのような目標を設定していた。政治的指導者という目標、さらに限定して自由主義であるとともに民主主義を実現するという目標設定は、ヴェーバーの課題関心の中心にふれている。『職業としての政治』において、ヴェーバーは、「信条倫理の背後にあるものの内容的な重みを問題にする」といって、「結果的にに対するこの責任に従って行動する、成熟した人間—老若を問わない—がある地点まで来て「私はこうするよりほかない。私はここに踏みとどまる」というなら、計り知れない感動を受ける」といっていた。この有名なことばをここで想起しよう。ここにはヴェーバーが理想とする政治家像の一端が指摘されていた。一端であるが、二つの倫理が両立する、ということを指摘する箇所で、きわめて重たい部分である。そのような政治家としての人間類型に照らして、ヴェーバーにはナウマンの人間のあり方を問いただすに値する。そして、「政治家」たる人間のあり方が、当時において敬意をもってうけとめられない一般的な論調、あるいは精神的雰囲気がすでにあったとすれば—トマス・マン『非政治的人間の考察』は1918年刊であった—、なおのこと、この問い合わせは、重みをもってくる。W.ゾムバートの1907年の論説「職業としての政治」はその点を先行する形で顕著に示していた<sup>39)</sup>。

第三に、第二のナウマンに対するヴェーバーの価値意識は、一時的なものではなく、持続的に問うことのできる人格として、ヴェーバーは認識していたことにかかわる。すなわち、理念の実現をめざし、時間をかけて、その理念に相応しい「政治家」となることをナウマンが求め、自己陶冶する努力があつて継続していると、ヴェーバーは認識しているのではないか。その努力が—ヴェーバーの認識を離れて—どうナウマンにおいて客観的な事実として示されていたか、その跡づけは本稿の課題ではない。ここで一義的に重要なのは、理想と考える人間類型に時間をかけてどう接近し、なりうるか、その主体をいかに形成するか、という問い合わせにナウマンがむき合っていた、とかれが認識していたことである。このことを事実上証言しているのは、ナウマンが死去した時、1919年8月27日ミュンヘンの自宅から、ヴェーバーが夫人に送った書簡である。

「ご主人様の訃報に新聞を通じてふれて大きな動搖を経験しています。氏の政治的な人格の見渡しがたいほどの偉大な意義について、できるだけ早いうちに、執筆する機会が来るこことを願っています。それにしても、その喪失は、単に政治的なものにとどまりません。かれが生きてきたこと、政治によって、人間として虚しくさせず、機械的に、野蛮に、あるいは狡猾にさせることもなかつた、そのようなある人間が存在したこと、このことによって、人々は人間として勇気を与えられたのです。御存知のように、かれは私たちにとって政治家(Politiker)で

あり、文化的人間(Kurturmensch)であり、ドイツ的人間(deutscher Mensch)だったのですが、その一切の偉大さについて今は問わないことにしましょう。それは別として、ご承知の通り、私たちはかれを愛していました。かれの本質は誇り高い謙虚さです。そのために、かれの騎士性、平静さ、温かみ、充実さが、純粹に人間性としてわれわれに何を提供してくれか、どんなに高貴に、かれが私どもの公共生活の議論と闘争に対して振る舞ったか、外面向的な成果と比べてかれの活動が、活動と比べてかれの存在がどんなに巨大であったか、こうしたことかれに対してつたえることを禁ずるものでした。多年にわたるかれの一生と希望は、かれとともに過ぎ去って行きます。私たちがそれなしで要られない、かれの生きた年月は、たとえ今日すべてのものを失ったように思われるかもしれません。ナウマンという現象の偉大さ(*Die Grosse seiner Erscheinung*)は、かれが何を望んだではなく、かれがいかに望んだか、いかに自己の課題を成し遂げたか (*nicht in dem was er wollte, sondern wie er es wollte und wie er seine Sache führte.*)、という点にあるのです。かれが与えたその模範は、かれの内面的価値が獲得するほどには機能しなかったでしょう。しかし、だからといってけつして失われてはいないのです。失われずして残っているのは、とりわけ次の事実です。一人の人間が、かれのために創出されなかった時代において、内面的にあれほど自主的に自己を保っていたということです。かれは早く生まれすぎたか、あるいは遅く生まれすぎたかです。いずれにせよ、ご主人が存在したことは私どもすべてにとって、そして敬愛する奥様にとっても、喪失することのできない何かなのです(MWG II/10, S.742)。

ここにはもちろん追悼とともにナウマンの人格的偉大さに対する賛辞がある。それは通例といえる。が、型通りではない形で、ヴェーバーはナウマンの固有な人間のあり方を見出している。政治的な人格にかかる人間類型を、生涯を通じて「いかに」(wie)という問いとともに追求してきた姿である。ここには、課題的事柄(Sache)に取り組むことを通じてどう主体を形成してきたか、というナウマンの自己陶冶の努力—他者教育ではなく、自己教育—に対するヴェーバーの洞察が込められている。課題的事柄に取り組むことがなぜ主体の形成につながるか? 人格的主体の形成は、人格そのものを直接目的とすることを不可欠とするのではないか? そのような疑問が生ずるだろう。ヴェーバー研究者には、よく知られたかれの所見がある。「人格であることは、人が意図して欲することのできないものであり、「人格となる」に (eine Persönlichkeit zu sein) は、(おそらくは!) 事柄と事柄から発する「日々の要求」が個々の場合どのような様相を呈しようと「事柄」への腹蔵のない献身 (Hingabe an „Sache“) というただ一つの道しか存在しない」(MWG I/12, S.452「社会学及び経済学の「価値自由」の意味」1913)。ナウマンに対する追悼文に書き込まれた「いかに自己の課題を成し遂げたか」という問い合わせも、「事柄」に即す—*Sachlichkeit*—という媒介を必要とする形成的自覚を想起するならば、政治的人格の形成につながる認識として理解できるはずである。

以上のように考察できるとすれば、第一：人間のあり方の問題認識、第二：人間のあり方の価値的目標設定、第三：自己陶冶の努力、を通じて何が導かれるか。本稿で跡づけたヴェーバーのナウマン批判は、公私の機会での持続的な—1892年の出会いから1919年のナウマン逝去までとすれば30年近い年月の一友情関係、あるいは対話的関係において、折々の場面で示されていた。その関係性を維持しながら、ナウマンが「政治家」であり、そうなろうと努力しているゆえに、しかも共通の政治理念をめざしているがゆえに、ヴェーバーは積極的に具体的に助言、意見等の形で働きかけざるをえな

い、そして、みずからの政治教育の認識をもって、公私の場を問わず、その「政治家」たるあり方を問いかけている。そのような姿勢について、二つの特質をわれわれは見出すことができるだろう。

第一に、ヴェーバーのその問いかける姿勢とそれがむかう対象に着目するならば、「政治家」、とりわけ政治指導者に関するかれ自身の政治教育認識の一種の教育実践でもあったこと。その「政治家」像が *Beruf* という「使命」感をともなうものであることを強調すれば、責務感に満ちた認識の実践であった。このことが、かれ自身による政治教育学者フェルスター参照との対比行為によって浮かび上がる。そのような政治教育認識の実践において、ヴェーバーが中心的に問いかけた「政治と倫理」の関係性の問題は、教育学上の観点から、二つの局面で重要であることも、一かれ自身はこの隣接科学（教育学）の状況については意識してはないであろうが—ここで指摘する必要がある。第一に、本稿のはじめにとり上げたホフマンの政治教育史でも言及されていた、「教育学の自律性」の要求に対する問題提起になりうること<sup>40)</sup>。現世のこの地上で人々が生きる、どのような共同の秩序を構想するか、その視野において、その共同秩序を構成する人間をいかに形成するか、という問いを不可欠な形で設定しなければならない、という要請である。政治の観点といえる。「教育（学）の自律性」の名の下に、「人格」、人間形成、あるいは発達それ自体の問題に、教育・研究の主題を素朴に極限してはならない、ということになる。ハンブルクの感化教育施設での実践経験をふまえたナウマンの少年理解、「社会的」ということ視野に入れなければならないとするかれの基本構想<sup>41)</sup>、「倫理」論文、工場労働論に記述し、あるいは引用していたヴェーバーの労働者理解は、この点で視野狭窄ではなかった点で貴重である。共同の秩序に含まれる人間には、君主もいれば、「国民」たる人々も存在する。その「国民」として形成されるべき人々が政治的にも成熟し「民主主義」を志向することが求められとすれば、「君主制」、あるいは、時の君主の存在とどのように両立するか、しないか。こうした政治課題をナウマンも、ヴェーバーも提起している。第二は、ナウマンとはヴェーバーが顕著に異なって提起していた“政治的なるもの”の中心、すなわち権力衝動に根ざした「人間の人間に対する支配」の関係をどう視野に入れるか、という問題である。「非政治的人間」ということに価値を置かない場合でも、あるいは平等的正義などの名の下で社会倫理的観点から全体の共同秩序を視野に入れたうえで人間形成を構想した場合でも、この支配関係の現実とその可能性に対する認識—一種の政治的リアリズム—が欠如する場合には、集団間であれ、国内の地域間であれ、国家間であれ、生存にかかわる支配闘争状況の外からではなく、まさにその只中において、その状況に対応できるか、という問題が提起されうる。この点で、“政治的なるもの”の現実的契機を考慮しない政治構想は、たとえ倫理的に正当化され、理論的に精緻なものであっても、あるいは、若き日のナウマンがハンブルクの施設で経験した（「救いの家から」1888）ように、実践的蓄積で重いものであっても、その根柢において脆弱な部分を含むのではないか、という問題意識である。意図している系列は異にするが、後（1932年）にニーバー（Reinhold Niebuhr, 1892-1971）は「倫理と政治」の問題を集中的に論ずる著作<sup>42)</sup>のなかで、「人間の潜在力」に期待する「教育」の役割を承認したうえで、「政治と倫理が出会う生の領域」にかかわる限界的な事実にむき合う必要を求める（Niebuhr, pp.24-25, 文庫, pp.65-66）。「利己的衝動の力が、いかなるものよりもはるかに強力であることから認識することから始めるのが重要である」（Niebuhr, p.40, 同上, p.88）とし、「理性的道徳性」として次のように語った。「利他的衝動のみならず利己的衝動に対しても、道徳的認を与える。こうして両方の衝動が人間の本性にとって自然であり、また社会にとって必要であるという理由で、両者は共に正当化される。このように、道徳における理性主義が求めることは、

エゴイズムが理性に適った仕方で表現されるべきことである」(ibid.,p.260,同上, p.399)。ニーバーのこうした洞察に満ちた指摘は、ナウマンに対するヴェーバーの問題提起を原理的にうけとめるものとして位置づけられるだろう<sup>43)</sup>。このような流れのなかで、ヴェーバーのこの問題提起を捉えるならば、当面する個別的事案に即しながら、権力衝動を是認し、それをうけ入れた視野において不可欠な契機として位置づけ、どう主体形成するか、という問題を先駆的に、同時代史的に状況の緊迫したなかで提起するものであった。そのような主体形成の問題設定は、あらためて、「脱政治化」の一局面、職業としての政治家に対する不信を対極として位置づけるならば、二つの姿勢を含む点で区別されることを意味する。

- 1) 権力衝動の存在、あるいはその可能性を想定し、対応することを覚悟していること。
- 2) 行為の意図がどうあるか、ということ、すなわち、「信条倫理」がどうあるかのみならず、行為した現実結果がどうあるかに責任をもとうとする姿勢、すなわち、「責任倫理」を実践すること。

ヴェーバーの「政治家」像の主張には、こうした、強靭な思想的姿勢を求めていた。この姿勢のいかんという問い合わせが指導者たる人間の現実認識に属するものであるとすれば、一リッカート(Heinrich Rickert, 1863-1936)に拠りながらヴェーバーが一貫して準拠していた価値と現実の二元論的思考法をここでも強調すれば—、2)にかかわって、もう一方の価値認識に属するものとして、理念に対する志向があったことを、ここで忘れてはならない<sup>44)</sup>。

ナウマンの「政治家」たるあり方を問うヴェーバーの姿勢について、以上が第一の主要な特質である。次に補足な意味で第二について指摘しよう。ヴェーバーとナウマンとの人格的関係性、とくに前者の後者に対する人格的関係に着目するならば、両者間には「教育的関係」が示されていること。政治を倫理に解消せずに、"政治的なもの"の認識を通じて明確に「脱政治化」を免れているとともに、ヴェーバーの場合には、自身とナウマンとの対話的関係を示しながら、まさにそのことを通じて、「教育的関係」でもあったことも、ここに指摘しておこう。「精神科学的教育学」の系列に属するノール(Hermann Nohl, 1879-1960)の定式化した概念によれば、「成長した人間の成長しつつある人間に対する情熱的関係」であって、しかも「成長しつつある者自身のため」にかれが「その生と形式を獲得するための関係」とされる<sup>45)</sup>。その基本的な意味をふまえれば、ヴェーバーのナウマンに対する折々の「助言」「支援」を含む関係は、若干の年齢の上下とで成人同士ではあるものの、「政治的成熟」という一種の人間形成の観点からすれば、ヴェーバーは「成長した人間」の側に属し、ナウマンは「成長しつつある人間」に属す。多少なりともその点で「成長した」側の意識からすれば、そのような関係を持続させ—ヴェーバーの 1895 年教授就任講演論文についての「救済」誌上でのナウマンの紹介<sup>46)</sup>以来ともいえる—ナウマンが現実結果にかかる「責任倫理的」な感覚をもって、「闘争」という「権力衝動」を“政治的なもの”の本質的要素として認め、そのうえで「職業政治家」という生の形式を獲得することをめざすという形で、成長が促される関係が示されていた。ナウマン自身がどこまでみずからの課題としてうけとめたかは不明である。少なくとも、ヴェーバーの志向に即せばそうであった。しかもその場合には、両者の人格上の友情関係に基づいていた。このことは、当の一かれらの場合には政治的領域の一対話的関係成立の不可欠の要素とはいえないにしても、この対話的関係を成り立たせる相互の信頼性醸成にこの友情関係は確固たる紳を提供するとともに、ノールの意味で—「教育的関係」を成り立たせる「情熱」を形づけている。他者を理解することを前提とした対話を持続的な形で成立させるとともに、よりふみ込み、忌憚のない形で啓発的な問題提起を促す働きを

進めていたことにも、その「情熱」が發揮されていた。そのような「教育的関係」が示されていたとすれば、両者の間には、“政治的なもの”的認識とともに、一ヴェーバー自身はまったく意に介しなかつたであろうが一まさしく「教育の自律性」を根拠づけるものが具現していた。そして、ナウマンにおいて成長が導かれた。われわれはそのように把握できる。

以上二つの特質から、本稿のはじめにふれたホフマン『政治教育 1890-1933』(1970)のことばがここに想起される。「両極端からでは、歴史的状況において教育に生じる課題を達成することは不可能である」と指摘していた。その点をふまえれば、ヴェーバーの政治教育の認識は、同時に両極性を示していたとも総括できる。このような両者の関係性の思想像はヴェーバーの理論的実証的論説に示された政治教育認識そのものとともに、ナウマン—ヴェーバーの人格的関係にかかわる埋もれた足跡として一したがって単に「助言者」「支援者」「戒め」といった行為の一局面の表現を越えて一ドイツ政治教育史に記憶するに値する思想的出来事であった。

そのように総括したうえで、「倫理と政治」の関係性認識にふみ込んでいたヴェーバー政治教育認識が示す、同時代を離れた意義も注意される。教育学者フェルスターの主張する「平和主義」、ナウマン『労働者の教理問答』(1889)が主張する平等の分配、あるいは、ヴェーバーもまた 1895 年教授就任講演で「価値判断」が全面に押し出されているものとして論じていた、「社会的正義」としての「財の分配」(MWG I /4-2, S.559)などの政策理念に着目するならば、それらと類似の政策上の諸理念は現代日本にも、一般論壇誌であれ、日刊新聞紙上であれ、普通に見出される。学術誌にも一「価値関係」的認識の一種として捉えられるとすれば、「正義論」など規範的政治理論は別として一学問の名において「価値判断」を示した論説が提出されている場合も、少なくないであろう。それらは現代日本の政治、経済、教育等の諸課題状況に対しどのような解決を示していたか。「善から善のみが生まれる」のかどうか、「利己的衝動」の存在、あるいはどの存在を含む政治的アリズムの可能性について見据えているかどうか。これらを問いかけるに値するだろう。けれども、なおもヴェーバーとその時代にとどまろう。当の政治教育認識の実践の局面に着目したい。それが知的認識であったことが強調されているという事情からもう一つの際立った実践の形をただちに予想できる。大学での講義活動という実践である。スペイン風邪で没(1920 年 6 月 14 日)する年の春、かれは 1919 年着任したミュンヘン大学で「一般国家学と政治(国家社会学)」と題した講義をおこなった。本稿で跡づけたナウマンに対する批判(問題提起)が場所を問わない対話的関係で実践されたとすれば、この講義では開講時間(曜日、時限)・大講堂とともに、受講者が登録(非正規の聴講者を含む)され、制度的には非対話的ともいえる教授活動であった事実とその状況について、すでにマリアンネ夫人の具体的証言からもうかがい知ることができる。そして、通例の題目に「国家社会学」と付記したその講義では—1919 年 1 月の講演「職業としての政治」でもすでにふれられていた—有名な「支配の正当性根拠」が「社会学」のアプローチで講ぜられたこともわれわれは知っている。より仔細に、あるいは全体の構図から見た場合に何が、いかに説明され、受講者にうけとめられたか、そしてどのような歴史的意義が示されていたか。ここ、すなわちこの「教壇」の現場にも、ヴェーバーの政治教育実践としてあらためて特徴づけられるべき、「大学教師」としての最後の見落としがたい証跡があるだろう。

注

1.

- 1) 野崎敏郎『大学人ヴェーバーの軌跡—闘う社会学者—』晃洋書房、2011。ヴェーバーはフライブルク、ハイデルベルク、ミュンヘンの各大学においてフルタイムの勤務ではなかったにせよ、大学教師としての社会的地位を終始維持していた。本書は、このことを公文書一次資料によって、実証的に明らかにしている。特にハイデルベルク大学在任中、「神経の病」に陥り、正教授退任の願い出をみずから提出し、3度目に受理されることもあったが、その場合でも「正嘱託教授」に任命されていた例外的な経緯を明らかにしている。同書、pp.200-201。その期間は15年も続き、同大学の開講予告科目一覧にその名が1903年から1919年まで記載されていたことも、本書は指摘している。同書、p.273。
- 2) 「職業としての精神労働」と題した一連の講演は、(1)M. ヴェーバー「職業としての学問」、(2)ケルシェンシュタイナー「職業としての教育」、(3)ハウゼンシュタイン「職業としての芸術」4)ヴェーバー「職業としての政治」、によって構成される。バイエルン州の自由学生連盟の主催による。1919年1月28日に開催された「職業としての政治」の講演について、一連の同講演を組織していたイマヌエル・ビルンバウムからヴェーバーは最適任者としてみなされていた。直接の依頼の経緯は不明とされるが、「国家と文化における指導者問題」というテーマで1917年におこなわれ、種々の学生たちが参加した第二回「ラウエンシュタイン文化会議」でのヴェーバーの開講講演(同年9月29日実施)「人格と生の秩序」において、近代の諸条件下での政治的指導者性とともに、職業政治家の類型や内的動機が論じられたことも、ヴェーバーが自由学生連盟の学生たちから評価された理由があったと推測されている。MWG I /17,S.117.ヴェーバーは、かれらの求めに同意したが、ミュンヘンでの政治情勢(クルト・アイスナーをバイエルン邦首相とする1918年11月革命)を考慮して、「職業としての政治」の講演については辞退を申し出た。そして、ナウマンを推薦した。「職業政治家」というあり方を一他でもない「職業としての政治」という論説(1907)で、「精神的に殺伐とし、倫理的に虚偽で、美的に粗野」と否定的に評価(1907)したW.ゾムバルト(Werner Sombart,1863-1941)とは対照的に—ナウマンは積極的に擁護していた(MWG I /17,S.113)。具体的には、注37)参照。しかし、一連の講演を企画した時ナウマンは病床にあったためこの案は成立せず、代替案(ビルンバウムによればヴェーバーに「信条倫理」的な政治家と見なされた社会主義者クルト・アイスナー)を知らされて、ヴェーバーはみずからひきうけたこととした。その間の経緯は、一連の同講演を組織していたビルンバウムの「マックス・ヴェーバー追想」すでに説明されている。Immanuel Birnbaum:Erinnerungen an Max Weber,in:Rene König und Johannes Winckelmann(Hrsg.)Max Weber zum Gedächtnis,Köln u. Opladen:Westdeutscher Verlag,1985,S.21. MWG I /17,S.117-120.
- 3) ハンブルクにヨハン・ヒンリヒ・ヴィッヘルン (Johan Hinrich Wichern,1808-1881) が1833年に開設した感化教育施設「ラウエスハウス」(Raues Haus)にナウマンは1883年に「上級奉仕員」として勤務した。その時、すでに創設者は没し、息子のヨハネス・ヴィッヘルン (Johannes Wichern,1845-1914) がひき継いでいた。ナウマンはその親子に対して敬意を示した(F.ナウマン「ヨハン・ヒンリヒ・ヴィッヘルン」1908、テオドール・ホイス編『フリードリヒ・ナウマン:人間像と創造者たち』(Heuss, Theodor (Hrsg.): Friedrich Naumann : Gestalten und

Gestalter, Berlin und Leipzig: Vereinigung wissenschaftlicher Verlager, 1919) 所収。本書には、政治、宗教、文芸史上の卓越した人物についてナウマンが『救済』『時代』『福音社会派』等に発表した論評が収録されている。

- 4) ナウマンは 1907 年—1912 年、1913 年—1918 年、帝国議会の議員として職業政治家であった。この間について、政治史研究の所見を見ておこう。「1906 年以後、ナウマンは、中央党や社会民主党の〔政党〕装置に匹敵する、それどころか、保守党傘下の大衆組織の農業家同盟にも劣らないような、自由主義政党を作ることを幾度となく訴えている」。Mommsen, J. Wolfgang: Max Weber und Die Deutsche Politik 1890-1920, Tübingen: J.C.B. Mohr, S.140-141 (ヴォルフガング J. モムゼン『マックス・ヴェーバーとドイツ政治』I、安世舟、五十嵐一郎、田中浩訳、未来社、1993 年、p.242。)
- 5) ナウマンの著作集(Friedrich Naumann Werke)が、1964 年西ドイツ出版社(Westdeutscher Verlag)から、全 6 卷で刊行されている。第 1 卷: 宗教的著作、第 2 卷: 政治的著作、第 3 卷: 経済的・社会的政策に関する論著、第 4 卷: 政党政治及び中欧問題に関する論著、第 5 卷: 日々の政治に関する論著、第 6 卷: 芸術論集、と類別されている。そのうち第 5 卷は、5 部門に分けられ、最後の「5. 政治教育に関する論著」と整理されている。本稿でもとり上げる「若き友人に宛てた 4 つの講話」『救済』誌掲載、も収められている。この「講話」は、1920 年ベルリンに開設された「ドイツ政治大学」(Deutsche Hochschule für Politik) の構想を基礎づけている。友人ヴェーバーとともに、「ドイツ人の非政治性」の問題を克服しようとしたその成り立ち、および、ナウマンの死去以後の経緯(1933 年に閉鎖、戦後における再構築)については、爲政雅世「ドイツ政治大学と政治—20 世紀ドイツ社会における政治教育の実践—」『帝塚山学術論集』第 10 卷、2003 年 12 月、に詳しい。「政治教育」論を含む、こうした著作集の構成からもうかがえるように、ナウマンが著述等において展開した認識は、テオドール・ホイスも著作集第 1 卷の序言で指摘するように、多様性を特徴の一つとしている。政治教育に並みならぬ実践的関心を寄せたナウマンであったが、「教育学者」として認識されているわけではない。その自己認識も見られない。
- 6) Hoffmann, Dietrich: Politische Bildung 1890-1933. Ein Beitrag zur Geschichte der pädagogischen Theorie, Hannover: Schroedel Verlag, 1970, S.83-84.
- 7) Hoffmann, ebd., S.82.
- 8) ヴェーバーの政治教育認識についてホフマンは、「ヴェーバーは政治教育の教授学 (Didaktik der Politischen Bildung) を構想するつもりはなかった。そのために必要なあらゆる方策を考えているわけではない。かれはただ、教育過程における学問の役割を決定することに関心を持っているに過ぎない」として、二つの「政治教育」に関する学問的認識を特徴づけている。「ヴェーバーの代議制民主主義のためのプログラムは、政治的・憲法的措置と政治教育的措置との関連が明らかになるように、次の 2 点に要約できる。a)市民と議会は、市民全体の代表として、共通善を考慮して、自ら政治的責任を負うことができなければならない。これは政治教育 (Politische Bildung) を必要とする。b) 官僚化は国家そのものでも政党でも回避できないので、そこから発せられる支配への傾向には、個人または小集団の自主的な意志によって対抗または補完されなければならない。このような意志がなければ、官僚的な措置しかとれず、政治的な行動はとれない。これを実現するためには、政治教育が必要である」(S.101)。こうしたヴェーバーの「政治教育」認識は、教

育学上の「教授学」ではなく、政治社会構想—「権力国家」でもある民主主義的な「国民国家」も構想(S.98)一と関連づけられた「政治教育」である。そのように特徴づけているホフマンは、同時代の二人と対比させている。ナウマンとトライチュケ (1834-1896) である。「政治的宣伝家」としての後者 (S.92-94) については、大学教育の実践を含めたその思想的特質を捉える場合に、その対比は有益である。前者との対比では、ナウマンが「教壇」を求めるではなく、「政党」活動を続けるとともに、雑誌、著作を通じて影響力を行使しようとしたこと (S.91)、ヴェーバーが、「権力を主要な原理のひとつとする政治的モメントを主張する」一方で、ナウマンが「慈悲心の立場」を示したこと (S.95)。ナウマンとこのように比較できる点について、ヴェーバーはどのように捉えていたかを本稿は究明することになる。なお、ナウマンとともにヴェーバーを政治教育史上に項目としてとりあげているホフマンの著書は、1970 年刊行であるが、2013 年刊行の Detjen, J. : Politische Bildung.Geschichte und Gegenwart in Deutschland,2.,aktualisierte und erweiterte Aufl.,München:Oldenbourg (『政治教育—ドイツにおける歴史と現在—』)では両者についての言及はない。同時代では、ケルシェンシュタイナー、フェルスターらが項目を立てて「ドイツ帝国における政治的人間形成と教育」でとり上げられている。このような先行研究の扱いとの対比で、ホフマンの著書はいまなお貴重である。

- 9) Hoffmann, ebd., S.84.
- 10) Mommsen, J.W., a. a. O., S.140-141 (モムゼン、前掲書、pp.236-237) .
- 11) 共通の立場について。Theiner, Peter: Friedrich Naumann und Max Weber. Stationen einer politischen Partnerschaft, in: Wolfgang J. Mommsen und Wolfgang Schwenker (Hrsg.): Max Weber und seine Zeitgenossen, Göttingen · Zürich: Vandenhoeck & Ruprecht, 1988 (ペーター・タイナー「フリードリヒ・ナウマンとマックス・ヴェーバー—共通の政治的立場—」、W.J.モムゼン、J.オースターハメル、W.シュベントカー編著『マックス・ヴェーバーとその同時代人群像』鈴木広、米沢和彦、嘉目克彦監訳、ミネルヴァ書房、1994 年)、も共通の政治的立場として「自由主義」を指摘している。
- 12) ヴェーバー没後編集の『政治論集』に収録された諸論説『新秩序ドイツの議会と政府』(1918 年)、「ドイツ将来の国家形態」(1918 年 11 月—12 月)、「大統領」(1919 年 2 月 25 日) 等が示すように、同時代の現実政治に対するヴェーバーの認識関心とともに、強烈な実践的な価値判断が明らかにされていたことは、周知の通りである。それらの初出は大学の教室外での新聞紙上の表明であることも留意しておこう。そのような志向であったが、しかし、政治的実践、とりわけ職業政治家 (Berufspolitiker) としての実践の方向はといえば、その方向を断念して学問的な認識を選択していた。この点についてのヴェーバーの自覚的認識は、没する 1920 年 6 月 14 日より 2 ヶ月前の 4 月 14 日、ドイツ社会民主党 (1918 年 11 月結成) 一知られるように、結成間もない同党の国民議會議員候補 (ヘッセン=ナッサウ選挙区) として名簿登録 (1918 年 12 月) されたが頓挫した経緯があり、みずからそれについての所見を明らかにしていた (MWG I /16.S.156) —所属議員からの協力依頼 (政権内の委員会委員に参加してほしい) に対する丁重なお断りの返書 (1920 年 4 月 14 日) に端的に明らかにされている「政治家は妥協すべきだし、妥協しなければならない。しかし、私の職業は学者 (Gelehrter) である。私がそのようにあり続けたことは、ありがたいことに、私を議会から遠ざけてくれたことによって勧めてくれたのでした」(MWG II

/10-2,S.986)。私は「職業政治家」ではなく、「学者」である、というヴェーバーの基本的姿勢が示されたこの書簡全文は、モムゼンがその書の注記 (Mommsen,a. a. O.,S.333-334,前掲書, II.1994年,pp.594-596) で紹介していたが、研究史でもっとも早くその姿勢について指摘していたのは、マリアンヌ・ヴェーバー夫人であった。「ヴェーバーは実践的な政治家として腕を揮うところを見出しえたか否か?」と「革命後の時代の政治家」の章で問いかけていた。1918年の選挙名簿掲載から外された経緯についてのヴェーバーの所見 (フランクフルト新聞、1919年1月1日) を引用して、大学教授として「研究」し、同時に「教師」としての立場にみずからの職分を限定した姿が記述していた。WEBER,MARIANNE:MAX WEBER. EIN LEBENSBILD, 1926,Tübingen: J.C.B.Mohr,S.693-694 (マリアンヌ・ヴェーバー『マックス・ヴェーバー』大久保和郎訳、みすず書房、は同書1950年改訂版である。該当箇所は、pp.509-510) .なお、この姿について補足すれば、「指導」者ではなく、「教師」であるかぎり、教壇に立って、一人の教授者と多数の受講者という制度的関係を確保し、受講者に対しては一種の「強制状態」を求める、そのかぎりにおいて「教授預言」を厳に慎む。「教師」であるかぎり—ヴェーバーが示す原則にしたがうのであれば—そのような振る舞いが求められる。本稿でもふれる講演「職業としての政治」は、そのような意味での「教師」としておこなわれたものではない。注15)および注30)参照。

- 13) Kaesler,Dirk:Max Weber.Preuß,Denker,Muttersohn, München:C.H.Beck,2014.
- 14) Spael,Wilhelm: Friedrich Naumanns Verhältniss zu Max Weber,Sankt Augustin: Liberal Verlag,1985.
- 15) ここにいう政治指導者は、広義には「政治家」に属するが、ヴェーバーの集団概念に即せば、指導一自発的服従という関係性に規定される人間類型を指す。よって、職業的な政治家がすべて「政治指導者」である、というのではなく、また、職業的政治家ではなくとも、政治指導者たりうる。そのような政治指導者をどう形成するか、という人間形成の課題が、帝政崩壊にむかう時期からヴェーバーに緊要な問い合わせとして意識されていた。その問い合わせ自身がどう応えたか、その内容は、河原国男「M.ヴェーバー『職業としての政治』の教育思想とその史的意義—「実証」を通じての政治指導者形成の思想—」『教育学研究』第77巻第3号、2010年、を参照。ヴェーバーの政治指導者形成の思想は、『職業としての政治』というテキストに集約されるが、その場合、当の思想の成り立ちという点で、理論的な遺稿「経済と社会」に示された諸論説(「カリスマ」論、「法思考」論、「結社」論)によって基礎づけられることを、この拙稿(2010)で明らかにしている。この主体形成に関する知的認識をもって、ヴェーバーは同時代、実生活上の対人関係、とりわけ「職業政治家」であるとともに、政治指導者たろうとした同志F.ナウマンにむきあってどう応対したか、という局面は、ヴェーバー自身の行動にかかわる。この場合には、当該認識それ自身の形成、展開というのではなく、当該認識が具体的な対象(人格的関係)において、どう徹底されたかという認識の実践として性格づけることができる。この点に本稿では着目する。

## 2.

- 16) WEBER,MARIANNE, a. a. O.,S.267,S.143(マリアンヌ・ヴェーバー、前掲書、pp.202-203,p.107).
- 17) Kaesler, a. a. O.,S.443.
- 18) ナウマンは帝国議会議員を志願した。この実現にむけ、ヴェーバー自身と家族は繰り返し財政面で援助した。その詳細は、全集(書簡)の注釈(MWG II/3,S.454)で説明されている。①『救済』

誌の創設に際して、3000 マルクの保証をひきうけることをヴェーバーは申し出た。②1896 年 9 月 9 日にはナウマンの日刊新聞『時代』誌の設立のためヴェーバーは、500 マルクを振り込んでいる。「私は（私の担当の）銀行員に「日刊新聞」に寄付として 500 マルクを送付するように依頼しました。特に領収書は不需要です」とナウマンに宛てている（1896 年 9 月 9 日）MWG II /3, S.213. ③1898 年の帝国議会選挙にナウマンが立候補した際、その前年の秋には、ヴェーバー一家（従兄弟のオットー・バウムガルテン、未亡人になった母ヘレナ・ヴェーバー）は多額の金銭取引を行った。

- 19) 20 世紀初頭、社会政策学会を舞台に展開した「価値判断」の「客觀性」に関する論争で、とくに 1913 年学会内部の討論には多くの学者がこれに参加したが、シュモラー対ヴェーバーの対決としてその様相を特徴づけられる。中村貞治『マックス・ヴェーバーの研究』未来社、1972 年、p.66 以下、参照。その対立点は、ヴェーバーの場合、「存在」するものと「當為」とを原理的に区別することを要求するもので、「価値判断」は「當為」に属する「決断」の問題として整理している。社会科学的認識と社会政策的判断は区別されねばならないとするものである。したがって価値判断であるにもかかわらず、それが「学問」の名において「客觀性」を主張されがあれば、そのような事例はこの区別を弁えない態度として、ヴェーバーの立場からすれば退けられる。なお、この 1913 年論争のシュモラー側の陣営に加わった教育学者として E. シュプランガー（1882-1963）がいた。「国民経済学における価値判断の立場」という論文をシュモラ一年報（1914）に発表している。ヴェーバーの主張する見解を「実証主義」と捉え、他方、「認識に基づいて価値判断を下すのが精神科学の特質」とみずからの立場を指摘した。 Spranger, Eduard (1913): Die Stellung der Werturteil in der Nationalökonomie, in: Heino Heinrich Nau (Hrsg.): Der Werturteilsstreit. Die Äußerungen zur Werturteildiskussion im Ausschuß des Vereins für Sozialpolitik (1913), Marburg: Metropolis-Verlag, 1996.
- 20) Naumann, Fr.: Im Verein für Sozialpolitik, in: Die Hilfe, Nummer 40, 8. Oktober, 1905, S.3.
- 3.
- 21) 「自由主義」論は講演の形で、あるいは雑誌論文の形で発表されている。「自由主義の衰退」（1901）、「原理としての自由主義」（1904）、「自由主義の原理」（1905）、「自由主義と組織」（1905）、「自由主義の更新」（1906）、「ドイツ自由主義の苦悩」（1908）等である。こうしたナウマンの自由主義の主張についての歴史的評価として、さきにふれたモムゼンの指摘（注 4）と同様に、クリス・ソーンヒルも次のように指摘している。「ウェーバーと同様に、ウイルヘルム期の社会における自由主義的政治の脆弱さを認識している。それ故に、彼は自由主義を統合的イデオロギーとして再考案祭、それによって自由主義運動がウイルヘルムの行政に吸収されてしまうことを阻止して、かつそれを蘇生させようと努めた」『現代ドイツの政治思想家』岩波書店、2004 年、p.37。
- 22) Naumann, Fr.: Die Leidensgeschichte der deutschen Liberalismus, in: Die neue Rundschau, 19. Jahrgang der freien Bühne, 2er Band, 1908, S.640.
- 23) Naumann, Fr.: Arbeiter = Katechismus oder der wahre Sozialismus, Zeinen arbeitenden Brüdern dargebracht, Calw & Stuttgart: Vereinbuchhandlung, 1889, S.5, 11.
- 24) モムゼンは、さきにふれた指摘（注 4）の後、すなわち、前掲書、第 5 章「マックス・ヴェーバーと第一次世界大戦前におけるドイツ内政の展開」の第 3 節「ブルジョア的自由のために国民的

政党結成への呼びかけ」において、自由主義諸政党の分裂的状況下のナウマンとの関係について論じた。その最後で、「自由主義運動の再生を期待していたナウマンの願いは、依然として叶えられなかった。ナウマンの悲劇は、マックス・ヴェーバーのそれでもあった」と指摘していた。Mommsen, ebd., S.145, (前掲書, p.242.)。共有するというその「悲劇」がどのようなものであったかは、ここで掘り下げはしない。「自由主義諸政党の分裂」だけではないであろう。モムゼンのいう「限界状況の自由主義者」という根本的な指摘とともに捉えなければならないだろう。

- 25) Weber,M.(1918):Parlament und Regierung im neugeordneten Deutschland,zur politischen Kritik des Beamtentums und Parteiwesens,in: MWG I /15,S.465-466 (「新秩序ドイツの議会と政府」1918(中村貞治・山田高生訳)『政治論Ⅱ』1982年、p.364) .自由を確保しようすることは、単に消極的な課題ではない。それに対抗する精神的態度とむき合わねばならないと、ヴェーバーは捉えていた。有名な所見をここで引用しておこう。「一切を包み込む官僚制化」のなかで、「一人一人の労働者はこの機械のなかの一つの歯車のなかの小さな歯車となる。そして、内面的にますます機械と同調して、自分を歯車と感じ、次のような問いかけをするだけになる。もう少し大きい歯車になれるだろうか、と」。こうした「官僚制化に対する情熱」の他方で、ヴェーバーが問いかけるのは、「わずかに残る人間性を、魂のこの分割状態から、官僚制的生活理想のこの独裁から守るために、なにを対抗させることができるか」であった。Weber,M.(1909):die wirtschaftlichen Unternehmungen der Gemeinden,in: MWG I /8 ,S.363 (「市町村の経済的事業に寄せて」(中村貞治訳)『政治論集1』1982年、みすず書房、pp.101-103).
- 26) 「政治闘争の渦中」での「選抜」を求める「自由」を必要とする。二つの人間類型と対比される。一つは「君主」という存在。かれは「政党の闘争や外交活動のなかで訓練された政治家では決してない」。にもかかわらず、ツアーのように「親政」をする場合。Parlament und Regierung ,in: MWG I /15,S.471 (「新秩序ドイツの議会と政府」前掲書, p.369) もう一つは、「官僚の誇り」とするところ。官僚にあっては、「非党派性を守ること」、すなわち、「一般的規定や特定の指令の要求しているものが自分自身の政治的見解と一致しない場合でさえも、いや、まさにそのような場合にこそ、この要求された仕事を重要なものとして誠実に実行できるために、自分自身の性向と意向とを自制しうることである」。Ebd.,in: MWG I /15,S.487(前掲書、p.384. クリスト・ソーンヒルは、前者についてふれた後、後者について、「ヴェーバーの政治的議論全体の核心は、政治的活動は行政的活動から分離されるべきである、というものである」と指摘している。前掲書、p.53。この延長線上に、「個人の自由の主張」という根本原理に基づく「人民投票的指導者民主制」概念が提出される、とも指摘できる。Mommsen,W.:Max Weber.Gesellschaft,Politik und Geschichte, Frankfurt am Main:Suhrkamp,1974,S.69.モムゼン『マックス・ヴェーバー――社会・政治・歴史』中村貞二、米沢和彦、嘉目克彦訳、未来社、1977年、p.87。
- 27) Naumann,Fr.:Die Politik der Gegenwart,Berlin-Schöneberg :Verlag der „Hilfe“, 1905,S.4.
- 28) Naumann,Fr.:Der Wert der Schwachen für die Gesamtheit,Berlin-Schöneberg: Buchverlag der „Hilfe“,1902,S.13-15.
- 29) Wilhelm Heil und Walther Schotte(Hrsg.):Der deutsche Volksstaat, Schriften zur inneren Politik,Heft 5: Naumann und Heil, Erziehung zur Politik, Berlin: Fortschritt , 1918.
- 30) 「職業としての政治」は、前注 2)でふれた経緯のように、「職業としての学問」と同様に、教室で

の講義ではなく、教室外での講演 (Vortrag) 内容を著述したものである。よって、ヴェーバー自身の概念規定に従えば、講師が実践的な価値判断をもって称賛、あるいは批難することが許容されるものと位置づけられる。「政治家にとっては、情熱—責任感—判断力の 3 つの資質がとくに重要であるといえよう」というよく知られた言明は、この種の実践的価値判断を示している。「講演」らしい、そうした価値判断がこの「職業としての政治」に要所要所に示されているが、その前提には、理論的言明 (支配の正当性根拠、など)、あるいは事実説明 (指導者はどのように選ばれるか、など) が続き、「講義」のような展開となっている部分もあることも、一方では留意しておきたい。

- 31) 自己教育を促す他者教育は、けっして矛盾するものではない。学ぶ側が教える側に対して受身的である場合、そのような教える行為を強調して一般に「教授学」と中立的に評される。それに対比して、学ぶ側が教える側に対してより主体的で、教えを自己教育の契機としてうけとめる場合がある。このとき、その教えの行為は自己教育を促す他者教育として成り立つ。青少年以上を対象とした政治教育のうち、とくに民主主義的傾向を示す場合には—「民主主義」といわずとも—この種の他者教育を要請している。ビスマルクは「政治教育のひとかけらも受けでない一国民をあとに残した」という有名なヴェーバーの認識 (『新秩序ドイツの議会と政治』) は、「非政治化」という政治忌避傾向のみならず、この種の他者教育とは無縁の国民が存在している状況が指摘されていると考えられる。
- 32) フェルスター (Friedrich Wilhelm Foerster, 1869-1966) は、牧師ナウマンは「ビスマルク的本能がある」と指摘する論説のなかで、そのナウマンに言及しながら、国民社会派の計画について、次のように批判していた。「エアフルト大会では、国民社会派の計画の深い矛盾がすべての交渉を貫いた。ある演説者は、われわれはポーランド人に厳しくならなければならないと要求したが、彼の前にいた聴衆は、現在の社会思想にとらわれており、それゆえ、その野蛮な (brutale) 行動に正しい熱意を傾けることができないほど、人権と人間の尊厳の尊重をその血の中に深く刻み込んでいた。純粋なハムレットの嘆きである。ナウマン牧師もまた、自分の聴衆が、苦しんでいるアルメニア人のために結集し、不信と氷のような嫉妬のためにいかなる偉大な共同行動もできない大国の道徳的無力さを非難する聴衆であることを忘れている。そして今、この同じ人々が、文化的世界の共通の課題に対する認識をこれまで以上に踏みにじるドイツの世界権力政策に同意することになっている」 Foerster, Fr.: Streiftlieter, in: Ethische Kultur, 4. Jg., 1896, Dez., 5. S. 391. フェルスターは、このように「倫理」主義の立場から牧師ナウマンを批判したが、ヴェーバーからするとそのナウマンもフェルスターと同様に「非政治的」ではないか、と問題にしている。
- 33) 中村貞治『マックス・ヴェーバーの研究』未来社、1972 年、pp.207-208、参照。ナウマンが提出した綱領第二案が紹介されている。
- 34) Naumann, Fr.: Aus dem Rettungshause, in: Christliche Welt, 2. Jg., 1888, Nr. 11 (FRIEDRICH NAUMANN WERKE, 1. Band, Köln u. Opladen Westdeutscher Verlag, 1964). この施設について、「北海道家庭学校」を創設(1914)する留岡幸助(1864-1934)は、「家庭学校」を構想する 1896(明治 29)年に、「ラウヘス・ハウス」ノ最要観念ハ家族 Family テフコトナリ、「世界ニ於ル感化院ノ開祖ナリ」と日誌に記していた。『留岡幸助日誌』第 1 卷、矯正協会、1979、p.634。
- 35) Heuss, Theodor : Friedrich Naumann, Der Mann, das Werk, die Zeit, Stuttgart-Berlin: Deutsch

Verlags=Anstalt, 1937, S.707.

- 36) Wilhelm Heil und Walter Schotte(Hrsg.):Der deutsche Volksstaat, Schriften zur inneren Politik, Heft 1. Naumann, Fr., Der Kaiser im Volksstaat, Berlin ·Schöneberg: Fortschritt, 1917 (『国民国家における皇帝』). 民主主義的な国民国家において、皇帝制は矛盾する制度ではなく、いかに成り立つか、という関心から、歴史的に回顧しながら論述されている。その回顧から、とくに「君主制の適応能力」(die Anpassungsfähigkeit des Monarchismus) という知見をナウマンは導き出す。Ebd., S.20 「君主制を大理石と見なし、君主制を作りつつある有機的存在と見なさないのは、共和主義の基本的な間違いのひとつである」(Ebd., S.21) とし、「発展能力のある君主制」(Ebd., S.21) こそ重んじなければならないと主張する。こうした「能力」とどのように関連づけられるのか明確には論じられていないが、ナウマンは「無答責」(Der Unverantwortliche) と名づけた、その後の節 (Ebd., S.29-37) で以下のように論ずる。君主は、「通常の形式的な責任がすべて取り扱われている場所で、決断を下す。それは、通常の形式的な責任がすべて失われる場所である。そのことは、国王が責任を負わないということを国法で表現するものである。国王は法的な統制の外観をすべて取り除かれる。誰もかれに触れることは許されない。プロイセン憲法では、「国王の人格は不可侵である」といわれる。彼はかけがえのない存在であり、罰せられることもなく、侮辱から守られている」(Ebd., S.34)。

4.

- 37) Foerster, Fr. W.: Politische Ethik und Politische Pädagogik. mit besonderer Berücksichtigung der kommenden deutschen Aufgaben, dritte stark erweitererte Aufgabe der „Staatsbürgerlichen Erziehung“, München: Ernst Reinhardt, 1918 (『政治倫理と政治教育学—今後のドイツ諸課題に考慮して—』 1918 年, 525 頁). ders.: Staatsbürgerliche Erziehung. Prinzipienfragen politischer Ethik und politischer Pädagogik, Leipzig und Berlin: B.G. Teubner 1914 (『公民教育—政治倫理の原理的問題と政治教育—』 (1914 年 200 頁) . この二書のうち 1918 年本は、1914 年本の改定増補版形式をとっている。構成上の異同は下記のようになっている。1918 年本は、「公民教育」という国民一般を対象とする「政治教育」であるよりは、国家を導く「政治家」という人間類型を明らかにし、その人間形成の指針を示す「政治教育」を論述している。1914 年本の構成は下記のようになっている。第一部 国家文化の本質 I 公民の倫理 II 政府の倫理 第二部 公民教育 I 公民教育の方法と段階 II 社会的活動と公民教育 III 国家と宗教 1918 年本の構成は、下記のようになっている。第一部 国家文化の本質 I 公民の倫理 II 政府の倫理 III 民主制と貴族制 IV 国家と道徳法則 V 民族問題を判断するための主要な歴史的視点 第二部 公民教育の方法と段階 以上のうち後者の下線部分が章として加筆されている。そのうち「国家と道徳法則」は、前者では、「政府の倫理」のなかの 5 節のうちの一節として位置づけられている。後者では、一章として特出され、そのなかに 12 節の内容が構成されて、以下の内容が記述されている。1. 「教育者としての政治家」(Der Staatsmann als Erzieher) 2. 「指導的な政治家の困難な状況」 3. 「国家理性と良心のあいだの歴史的葛藤」、4. 「マキャベリズムの誤謬者たち」、5. 「ビスマルクと新ドイツの現実政治」 6. 「ビューロー侯の「ドイツ政治」」 7. 「トライチュケとその後継者」 8. ビスマルク、9. 「コンスタンティン・フランツの業績からの知的遺産」、10. 「エーリッヒ・マルクスとの対決」、11. 「連邦主義の地平」、12. 「カエサルとキリスト」。

- 38) 講演論文「職業としての政治」におけるフェルスターの位置づけについては、内藤葉子『ヴェーバーの心情倫理—国家の暴力と抵抗の主体—』風行社、2019年、を参照。フェルスターについては、同時代において「平和主義」を唱えながら「信条倫理」—内藤の訳語では「心情倫理」—を主張する代表的学者としてヴェーバーは批判的に位置づけている。そのフェルスターは、人間本性の「根本的な邪悪性」に着目しながらも、「より高い素質」をもっていることから、信条倫理の正当性を主張していたことを、内藤は掘り下げている。同上、p.150。
- 39) 全集の編集者解説でもはじめにとりあげられ (MWG I /17,S.113-114) ,本稿の注 2)でもふれたが、W.ゾムバルトは「政治」「政治的生活」等を主題にした一連の論説 (1907 年第 2 号、7 号、8 号、14 号) を『モルゲン』誌に発表し、1907 年 7 月「職業としての政治」という論説を、同誌 7 号に発表した。Sombart, Von Werner: Die Politik als Beruf,in:Morgen ,Nummer 7,26.Juli 1907. 職業政治家の社会的地位がいかにして軽んじられることになったかを社会史的に分析し、「スローガン」の役割に着目しながら、次のように論じていた。「言葉や文字による政治的発言を見てみると、すべてのコミュニケーションは、もはや事実の生き生きとした記述に基づくものでも、それをを目指すものでもなく、誰もその真偽や意味を確認することなく、現実とは何の関係もない伝統的な考え方方が関連づけられたスローガンの受け渡しや持ち帰りであることに、一見して気づく。次のような表現を思い浮かべてほしい。国民的名誉の保護、パンの高利貸し、石炭男爵、帝国の敵、階級的正義、軍国主義、搾取、文化闘争、聖職者主義、破壊政党、これらはすべて、思慮深い人間にとっては無意味な表現である。しかし、それらは政治の舞台で活躍するすべての人にとって日々の糧となっている。(改行) 今述べたような精神的プロセスの機械化は、常に荒廃させる効果をもたらす。しかし、それが別のプロセス、つまり単純化と呼べるようなものと一緒に起こると、すべての生き物とその魂の生命に完全に破壊的な効果をもたらす。現代の政治生活がそうである。(改行) というのも、知的な内容のコミュニケーションはすべて、知的貧困層の巨大な大衆にも理解できるような形で行われなければならないため、知的能力に対する要求レベルは、想像できる限り低いものでなければならないからだ。実際、今日、政治的な性質を持つ話し言葉や書き言葉はすべて、知性のある人間なら誰もが戦慄を覚えるような知的鈍重なものである。そして残念なことに、このような大衆のレベルの低さへの適応は、知的な面だけでなく、道徳的、美的な面でも行われている。(改行) このように、私はデマゴギーという広範な問題に触れている。しかし、デマゴギーは広範かつ愛情をもって扱われるべきものであるため、ここで深く論じるつもりはない。私はここで敢えて、今日の私たちの政治生活がますますデマゴーグの様相を呈していること、そして政治の舞台で求められる倫理的・美的要求が当然ながらますます低くなっていること、つまり大衆が政治の舞台に引きずり込まれるために必要なプロセスである、という悪名高い事実を述べておきたい。人々は、真実に対してますます甘くなり、敵対者の名誉に対してますます甘くなり、いじめっ子やフーリガンのような態度をとるようになっている——当然のことながら、最下層民衆を相手にしているところでは、より早く、より永続的に」(Ebd.,S.198-199)。以上のように、大衆扇動に尽力する言語活動、とりわけ「デマゴーグ」の役割にゾムバルトはとりわけ着目して、現代の職業政治家の社会的地位の低下を指摘している。「なぜドイツでは教養ある人々が政治から遠ざかっているのか、その理由をもう一度考えてみよう。」(Ebd.,S.199) と、この「職業としての政治」では結ばれている。

この論説を含む一連のゾムバートの論説には、ナウマンも同誌上（第 13 号 1907 年 9 月 6 日）で応答し、「職業政治家」を擁護し、論説の最後では、「われわれ職業政治家が、厳しく多くの失望にさいなまれながら、苦難に満ちた犠牲的な仕事を続けられるのは、国家のために働くという第一級の一般的関心があるという信念からである」と指摘していた。Naumann, Friedrich:An Herrn Professor W.Sombart,in Morgen,Nummer 13,6.September 1907.MWG I /17,S.113. ゾムバートとのやりとりを照らし合わせれば、ナウマン及びヴェーバーがいかに「政治家」たる人間のあり方—「人間類型」の社会的地位の向上を企図しているがわかる。ゾムバートは、「職業としての政治」の論稿でデマゴーグに着目しているが、その点でも対照できる。本稿本論でふれたように、ナウマンは 1918 年に「非政治的人間」にも着目しつつ、「政治教育」と冠した共著を公にし、「弁論」が聴衆に対して「自然さと直接性」を特質とすると指摘していたが、その著作以前に Naumann ,Fr.,Die Kunst der Rede, Berlin: Georg Reimer,1914(『弁論術』)を著し、弁論の特質、意義について集中的に論じていた。ヴェーバーも、歴史研究から「デマゴーグ」の本来の役割を肯定的に評価していた。ナウマンはいう、「弁論とは、一人が話し、他の人が聞くことで参加する対話(Zwiesprache)である。この聞くことと話すことを理解できない人は、弁論家に向いていない。しかし、このプロセスを経験的に知らない人に説明するのは難しいだろう。というのも、このプロセスは話し手の半意識の中でさえ起こっており、聞き手にも完全に認識されることはほとんどのないからである。話し手の集会には雰囲気があるとかないとか、話し手はそれに乗せられているとか、心の中に響きを見出すとか、目に見えない糸が結ばれているとか。これらはすべて、発言する個人と沈黙する大衆との間の対話、交互の発話を表現しようとする試みである」(Ebd.,S.11)。ナウマンは以上のように、政治家が身につけなければならない技術と位置づける「弁論」の諸様相を明らかにする論のなかで、その微細な姿を「対話」として捉えていた。ヴェーバーには、ナウマンほどに徹底的に集中して論じた「弁論」についての論説はないが、歴史社会学研究を通じて弁論の力によって、「指導的政治家」となった人物に着目し、部下に対するその指導性を肯定的に評価していた。すなわち、古代イスラエル社会において、政治的決断が「神託」によって決定されるのと対比し、捕囚前の預言者たち（アモス、エレミヤ）は「政治的デマゴーグ」であったとし、言論の役割を重んじていた預言者たちの行為を特徴づけた MWG I /21-2,S.608(『古代ユダヤ教』下、内田芳明訳、岩波文庫、p.648)。同様に、古代アテナイにおいて弁舌の力によって「指導的政治家」となったペリクレスについて、「デマゴーグ」として最初に称された人物として積極的に評価した。「ペリクレスの民主制は、その創造者の理念からすれば、精神と弁舌(Rede)のカリスマによるデマゴーグの支配によるものであるが、…一人の戦略家の選出だけは、まさに選挙によって選ばれたということのうちに、その特徴的なカリスマ的性格を含んでいた」。MWG I /22-4,S.500(『支配の社会学 II』世良晃志郎訳、創文社、p.441)。こうした史的認識をふまえヴェーバーは、「新秩序ドイツの議会と政府」（1918）においても、「職業としての政治」（1919）においても、「デマゴーグ」の役割を強調した。「闘争」を通じて「政治指導者のための訓練」を受けていること (MWG I /15,S.537) と、そのことと表裏して、個人的な「カリスマ」に対する帰依をもたらすこと (MWG I /17,S.161)、といった側面をかれは評価した。社会政策学会理事長シュモラーの「デマゴーグ」の用法（1905 年 9 月）とは明確に異なっている。ナウマンも、ヴェーバーも、弁論の力によって民衆を啓発的に働きかけること、その可能性に着目し、自

発的な意志によって賛同する従者を導く、という意味で指導的な政治家像に期待している。ヴェーバーがナウマンから区別されるのは、前者が理念というもの—現実と峻別される価値領域に属する理念—に対する志向を強調している、という点に求められる。後注 44)を参照。

- 40) 「教育学の自律性」の要求に対する問題提起について。ここにいう「自律性」の要求は、ヴェーバーの認識でいえば、宗教的価値との緊縛に対して、どのように文化的諸領域それぞれの領域がみずからの「固有法則性」を主張するか、この史的プロセスでどのような緊張関係が生み出されるか、という例（「世界諸宗教の経済倫理」と題した一連の論文の「中間考察」）の問題関心に類比できる。「固有法則性」の主張と対比される教育学の場合の「自律性」の主張は、どうであったか。ヴェーバーの問題関心、とりわけ「ロッシャーとクニース」論文（1903-1906）の記述(MWG I/7, 『ロッシャーとクニース』松井秀親訳、未来社、1988)に即せば、ディルタイ(Wilhelm C.L.Dilthey,1833-1911)の教育学を典型事例として捉えることができる。その場合には、宗教的価値からの緊縛に対する問題関心によって、世俗社会の諸領域に問題関心がむけられるというよりも、ヴント (Wilhelm Wundt,1832-1920) に対するに代表される「因果的原理」の「法則」に従う実験科学的な人間理解からの距離を求め、「非自然科学的認識作用」を求めている (Ebd.,S.245,邦訳,p.92)。そして、個人の精神性、とりわけそれが「計算不可能性」であることの認識とその尊重として具体化している。そのような評価について、「精神科学」の一種独特の尊厳性」(Ebd.,S.274,邦訳,p.133) とヴェーバーは捉えている。その「尊厳性」は、直接的にはクニース批判のなかで指摘されるものであるが、その文脈を離れて指摘すれば、W.ディルタイを祖とする「精神科学的教育学」と称される一連の系列一本稿の注 19)でふれたシュプランガーは、その代表的学者の一人 一において共有されている価値判断を示している。その判断から、基本的な教育、及び関連の概念も導かれる。「体験」「希望」「彷徨」などが、計算不可能性の要素を本質とするゆえに、「尊厳」の観点から重んじられる。こうした方向、およびヴントの「因果的原理」とは対比する形で、ヴェーバーはこの論文において、「目的論的」に「合理的な行為」(Ebd.,S.355,362,邦訳,p.260.270) として、「価値に關係づけられた」理念に対する志向について、「計算可能性」を示すものとして特徴づけている。目的・手段、そして意図した結果に対する行為主体の「考量」(Ebd.,S.357,361,邦訳,p.260,270) は、そのような精神の知的働きを示している。この価値への関係づけ（「価値関係」）については、研究史で指摘されるように、リッカートの価値哲学（引用されている文献では『自然科学的概念構成の限界』,Ebd.,S.260,邦訳,p.119）からヴェーバーが学ぶもので「論理的」に把握されるもので、直観的に「感じられたもの」(Ebd.,S.351,邦訳,p.253)とは区別される。この点について、本稿の主題にかかわる意義について、注 44)を参照。なお、教育学の「自律性」を主張する観点から、「精神科学的教育学」の系列において、「脱政治化」（ホフマン）がどのように進行したか、しなかったかは、個別に検証されねばならない。「脱政治化」が推し進められ、C.シュミット『政治的なものの概念』（初出 1922 年）のいう「中性化」が、教育分野でも進行したかもしれない。この点で坂越正樹『ヘルマン・ノール教育学の研究』風間書房、2001 年、第 4 章第 2 節「教育と教育学の相対的自律性」の論述を参照。なぜ「ノールの自律性の主張がナチズムの防御として機能しえなかつたのか」(p.98) が考察されている。
- 41) ナウマンの「社会的」の意味について Naumann,Fr.:Was heißt Christlich-Sozial? (Gasammelte

Aufsätze) Zweites Auflage, Leipzig:A. Dreichertsche Verlagsbuchhandel, 1896(『キリスト教的社会派とは何か』1896) から明らかにしておこう。「社会民主主義がブルジョア世界の過ちから生きているように、ある面では、私たちは社会民主主義の過ちから生きている。社会民主主義の主な過ちとは何か。社会民主主義が教条主義であり、全世界的なシステムであるという事実である。社会民主主義は、ヘーゲルの後発の子供であり、絶対哲学の娘である。そのため、生ける神と生ける民衆のことを何も知らない。神の代わりにテクノロジーの発展を、人民の代わりにプロレタリアートを代用している。二つの概念は、二つの生きる力の代わりである。概念と生きる力 (Begriffen und Lebendmächten) の違いは何だろうか? 概念は、滑らかで、便利で、部分的にでも真実であり、一時的には有効であるが、完全な力と真実を構成するもの、すなわち、変化しやすく、色彩豊かで、相容れず、深遠なものを正確に欠いているため、貧弱である。社会民主主義は基本的に、すべての困難に適合する公式を知るほど賢い人がいる場合にのみ、見せかけのものである。社会民主主義は、精神的には痩せこけ、痩せている。赤い色をしているにもかかわらず、血の気がなく、青白く、くすんでいる」(S.5)。概念そのものの有用性を認めないと、このではないだろうが、社会的現実そのものの豊かさを見失ってはならない、という認識が示されていた。

- 42) Niebuhr, Reinhold : Moral Mann and Immoral Society, Charles Scribner's:New York, 1932 (『道徳的人間と非道徳的社会』千葉眞訳、岩波文庫、2024).わが国の教育学研究者には馴染みないニーバーであるが、同時代のデューイ (John Dewey, 1859-1952) と対比される。本書も、リアリズムの立場からデューイ批判の意味があるとされる。中野勝郎「『共通の進行』と『道徳的人間と非道徳的社会』—ジョン・デューイとラインハルト・ニーバーにおける政治と信仰—」『年報政治学』第 64 卷第 1 号、2013 年、参照。
- 43) 丸山眞男「権力と道徳」(1950)『丸山眞男集』第 4 卷、p.278、など。
- 44) 値値領域に属するものとしての「理念」に対する志向は、ヴェーバー自然法的思考法に関する認識に基礎づけられることも注視しておきたい。かれはとくに二つの類型を区別している。第一に、「妥当すべきもの」(das Geltensollende)と「事実上平均的に至るところ存在しているもの」とを同一にものとしてみなすこと、すなわち「諸規範」(Normen) と「自然法則」(Naturgesetze)とが一致するものとする思考法(自然法)である。第二に、この二つの領域を峻別することを前提とした、「合理的な合意」に基づく自然法である。この形は、17、18 世紀に成立した、とヴェーバーは指摘している。MWG I /22-3, S.599-601.『法社会学』世良晃志郎訳、創文社、1974、pp.485-490。「職業としての政治」論文に「自然法」への言及 (MWG I /17, S.244) はあっても、この類別に基づく後者については論じられないが、「事柄」への「情熱」を支えるところの、「理念」への奉仕、という指導的な「政治家」という意味を強調すれば、後者の自然法が、この種の「政治家」という人間類型を基礎づけると捉えられる。拙稿 (2010) 「M.ヴェーバー『職業としての政治』の教育思想とその史的意義—「実証」を通じての政治指導者形成の思想—」参照。なお、この点でレオ・シュトラウス(1899-1973)が『自然権と歴史』塚崎智・石崎嘉彦訳、筑摩文庫、p.99、で、ヴェーバーの立場を「力の政治」の精神として捉えるのは、かれの一貫した現実認識を適切にも指し示すものであるが、その一方で一種の「自然法的思考法」をも視野に入れていること、その場合に「職業としての政治」におけるもっとも重要な課題案件、政治指導者形成の教育認識

の基礎づけに一自身は明記してはいないが一位置づけられること、この論理構成上の成り立ちを見逃してはならない。「妥当すべきもの」の内容として、ヴェーバーは明確に提出している形跡はうかがえないが、社会史的実証論文「古代ユダヤ教」では、「罪なき苦難」をひき受けるという、習慣化した精神態度に焦点づけられている。MWG I /21-2,S.742.

- 45) 坂越、前掲書、p.85.
- 46) Naumann,Fr.;Wochenschau,in:Die Hilfe,Nummer28.,den14,Juli 1895. 「偉大な国民にとって、政治的な教育をうけていない (ein politische unerzogenes) 俗物連中による指導ほど、破滅的なことは何もない」という所見とともに、「大土地所有者がポーランド人を安い労働力として呼び入れることによって、ドイツの土地を気が付かないうちにポーランド人の手に渡してしまっているのが東部である」というヴェーバーの問題認識をナウマンは要約する。そのうえで、かれは次のようにみずから所見を明らかにする。「ヴェーバーの結論の文は以下の通りである。「私たちの状況を脅かしているものは、市民階級が国民の権力利益の担当者としては凋落しているように見えているのに、労働者がかれらの代わりをするほどに成熟し始めている兆候がまだ存在しないことである。」(改行) かれは間違っているであろうか?もしコサックが来たら、最善の社会政策も私たちにとって何の役に立つであろうか?国内政治を行おうとする者は、先ず国民、祖国及び国境を守らなければならない。そのような人は国民的権力 (nationale Macht) に配慮しなければならない。ここに社会民主主義の最大の弱点がある。私達は統治能力のある (regierungsfähig) 社会主義を必要としている。統治能力があるということは従来よりも全体的に良い政治 (bessere Gesamtpolitik) を行う能力があることを意味する。そのような統治能力のある社会主義は今まで存在していない。そのような社会主義はドイツ国民主義 (Deutsch-national) でなければならない」(S.2)。ナウマンは 1895 年のヴェーバーの講演と同年、「国民的権力」を通じて「国民、祖国及び国境を守らなければならない」と論じ、倫理的 ideal と区別される政治的権力の必要を認識した。

## **An aspect of M. Weber's dialogical relationship with Fr. Naumann: Weber's critical practice of political education regarding the relationship between ethics and politics**

Kunio Kawahara

Keywords: political education, Politics as a Vocation, depoliticization of pädagogy, ethics and politics, struggle for power.

This paper focuses on how Max Weber (1864-1920) put his perception of political education (Kawahara 2010) into practice in his life, focusing on one aspect of his practice as shown in his relationship with Fr. Naumann (1860-1919), and elucidates the characteristics and significance of the practice.

Naumann and Weber are known to be political comrades (Theiner 1988). While maintaining this relationship and actively commenting on the political situation of the time, Weber—in the form of admonitions, advice, and support—guided and enlightened Naumann, who was a political theorist of liberalism and a professional politician (Kaesler 2014, Spael 1985).

Based on the findings of these previous studies, this study focuses on the interrelationship between the two, particularly Weber's involvement with Naumann, as a practice of his own perception of political education, as expressed in “Politics as a Vocation” (1919), by identifying the following points.

1) Weber had a friendship with Naumann for about 20 years, until Naumann's death; 2) With this friendship, their relationship played a collaborative role in the perception of political education in that they shared the ideals of liberalism and nationalism and set themselves the task of forming a political leadership on this basis; 3) In this relationship, the “scholar” Weber critically problematized the actions and attitudes of Naumann, who aimed to become a “politician” and actually became a professional politician as a member of the Reichstag, especially in various phases (founding the new party and abdicating the new emperor). In this case, Weber raised the issue of the attempt to practice politics by means of ethics and the lack of a sense of responsibility for the consequences of his actions. Fundamental to Weber's problematic view of Naumann was his lack of awareness of the essential element of the “political”—the “struggle” for power.

Through the above procedure, this paper has been able to focus on Weber's political-educational thought and Weber's relationship to Naumann as the object of its practice, and has been able to ascertain the following. Weber anticipated Niebuhr's finding in “The Moral Man and the Immoral Society” (1932), which theoretically discusses the relationship between “ethics and politics”: “It gives moral sanction to egoistic as well as to altruistic impulses.”

Weber's practice of political education, with its distinctive characteristics, was diametrically opposed to the “depoliticization of pedagogy” (Entpolitisierung der Pädagogik) that contemporary educators had fallen into under the name of “educational autonomy.” While these characteristics were prominent, on the other hand, if we look at the personal relationship between the two from the perspective of “political maturity,” although Naumann was slightly older than Weber, Weber maintained an “educational relationship”

M. ヴェーバーの Fr.ナウマンとの対話的関係の一局面について  
—「倫理と政治」の関係性認識をめぐるヴェーバーの政治教育認識の批判的実践—

with Naumann in the sense of H. Nohl, and in that respect, regardless of Weber's subjective intentions, there was also an aspect of effectively realizing "educational autonomy." Weber's political-educational thought demonstrated these polarities (Hoffmann 1970), and his practice is significant as a mark that fills a gap in the history of German political-educational thought.